

第 1 章 計画策定の主旨

我が国は、社会経済の発展と生活様式の変化に伴い、物質的豊かさや利便性を手に入れてきた一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、化石燃料などの天然資源の枯渇や環境負荷の増大といった社会問題を引き起こしてきました。そのため、我が国が持続的に発展するためには、現在の社会経済システムを根本的に改め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」に転換していく必要があります。

国は、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種の廃棄物・リサイクル関連法を制定・改正するなど、循環型社会に向けた法整備を進めてきており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)においても、廃棄物の排出抑制、再生利用などを位置づけています。

市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければなりません。

瑞浪市(以下、「本市」という。)においても、平成 14 年に一般廃棄物(ごみ)処理計画(以下「前計画」という。)を作成し、ごみの減量化を図ってきましたが、計画期間が満了し、廃棄物行政を取り巻く社会情勢に対応し、長期的・総合的な循環型社会システムの構築を目指すために、瑞浪市一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)を改定します。

1. 計画の位置づけ

本計画と関連計画との位置づけを整理すると、図1-1に示すとおりであり、本計画は、本市総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

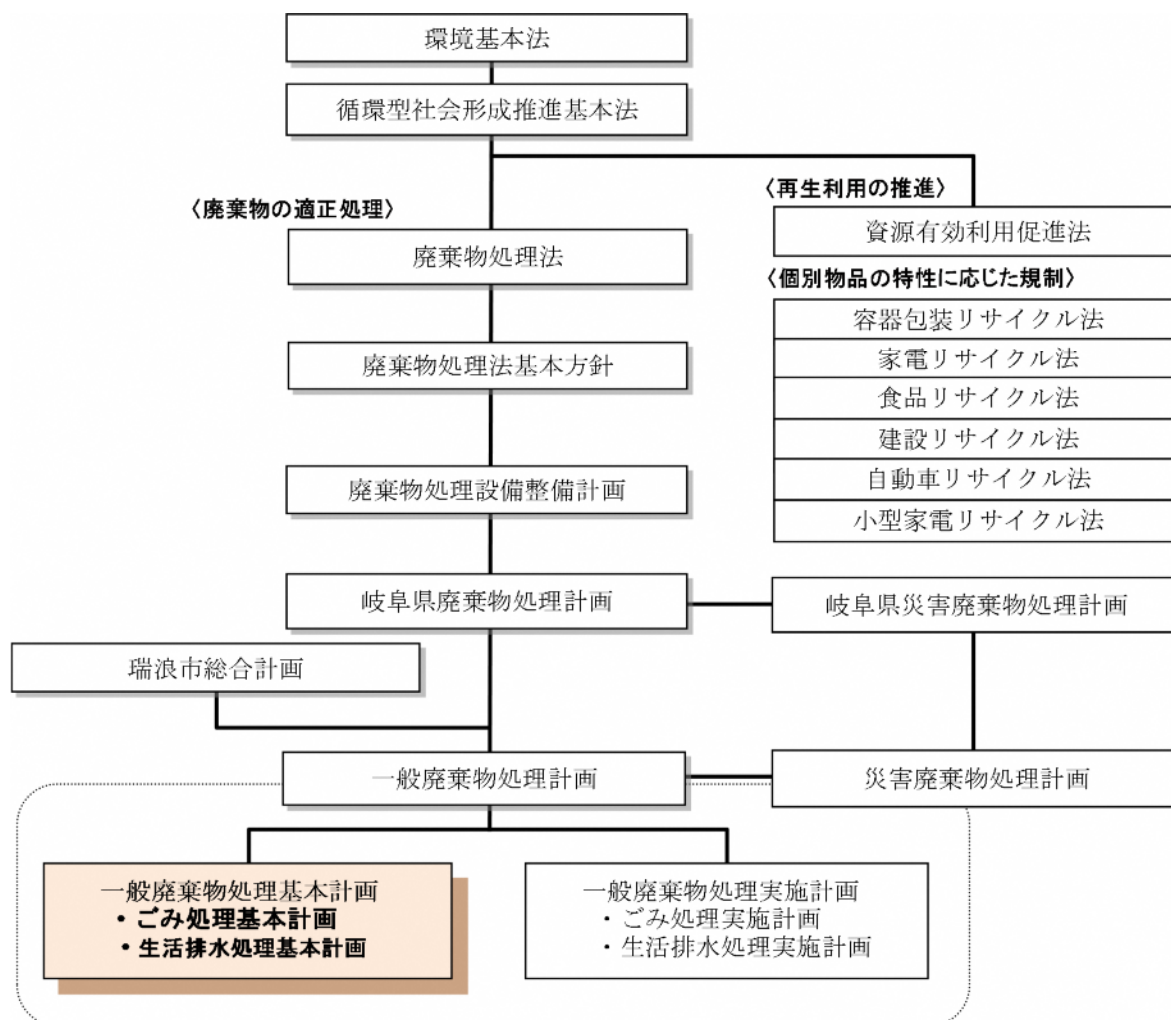


図1-1 計画の位置づけ

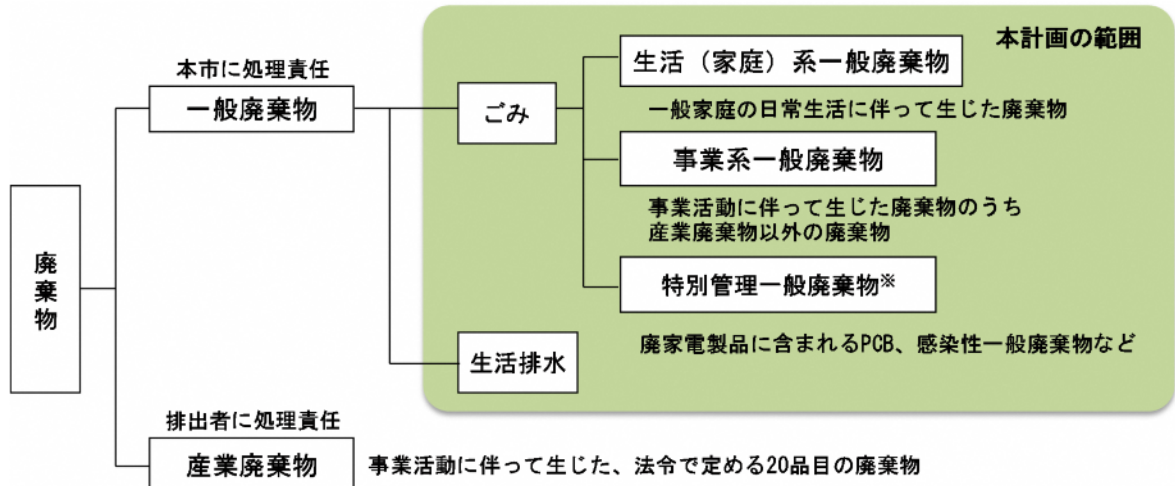
2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されますが、本市が統括的な処理責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。



※特別管理一般廃棄物は、本市では処理・処分をしておらず、民間業者において処理・処分が行われています。

図 1 - 2 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の目標年次

本計画の目標年次は令和 2 年度より 15 年後の令和 16 年度とし、第 1 次目標年次として令和 2 年度より 5 年後の令和 6 年度、第 2 次目標年次として 10 年後の令和 11 年度を設定します。

項目	平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
内容・計画期間	基準年度	計画改定					第一次中間目標年度					第二次中間目標年度					計画目標年度

← 計画期間(15年) →

なお、計画は 5 年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

第2章 本市の概況

1. 沿革

歴史を遡ってみると、室町時代の創業といわれる美濃焼を中心に発展し、中山道の宿場、化石で知られる歴史と文化のある街です。

明治30年に寺川戸村、山田村、小田村が合併し、瑞浪村となりました。

その後、大正9年に瑞浪町となり、昭和26年に瑞浪町と土岐町が合併し、瑞浪土岐町となりました。

昭和29年に、瑞浪土岐町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、陶町の7ヶ町村が合併し瑞浪市となり、現在に至っています。

2. 位置

本市は、岐阜県の南東部に位置し、東は恵那市、西は土岐市、南は愛知県豊田市、北は御嵩町、八百津町に接しています。

JR中央本線、国道19号、21号が走り、名古屋市、岐阜市へは、いずれも直線で約40kmの位置にあります。

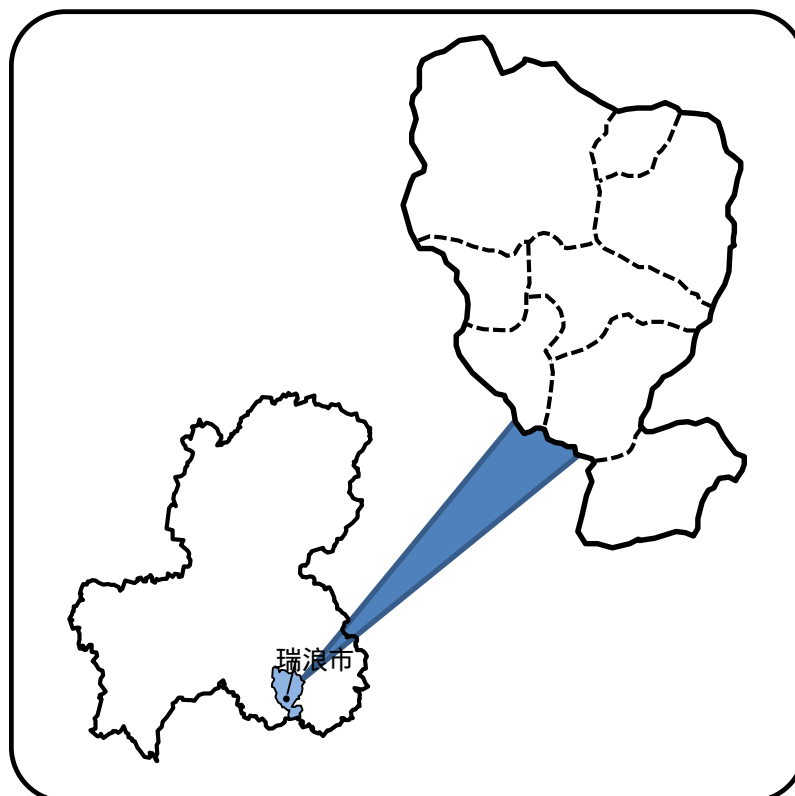


図2-1 位置図

3. 自然的状況

(1) 気象

本市は、平成30年度の最高気温38.8度、最低気温-10.1度と季節の寒暖差がはっきりとしていますが、年間平均では14.0度と大変暮らしやすい気候となっています。

なお、本市には気象観測所がないため、近隣である恵那観測所の数値です。

表2-1 気象の概要 (平成30年) 地点：恵那

月	降水量	平均気温	最高気温	最低気温
1月	29.0	0.5	13.6	-10.1
2月	9.5	1.1	15.1	-8.3
3月	36.5	8.6	24.3	-3.6
4月	64.5	13.7	28.7	-1.1
5月	76.5	17.3	29.2	4.0
6月	33.0	21.4	32.3	12.9
7月	92.5	27.2	38.8	19.8
8月	38.5	26.9	38.5	16.8
9月	120.0	21.2	31.5	11.7
10月	13.0	15.5	28.7	4.7
11月	13.0	10.2	22.1	-1.7
12月	21.0	4.6	19.1	-6.8
平均	45.6	14.0	26.8	3.2

出典：気象庁

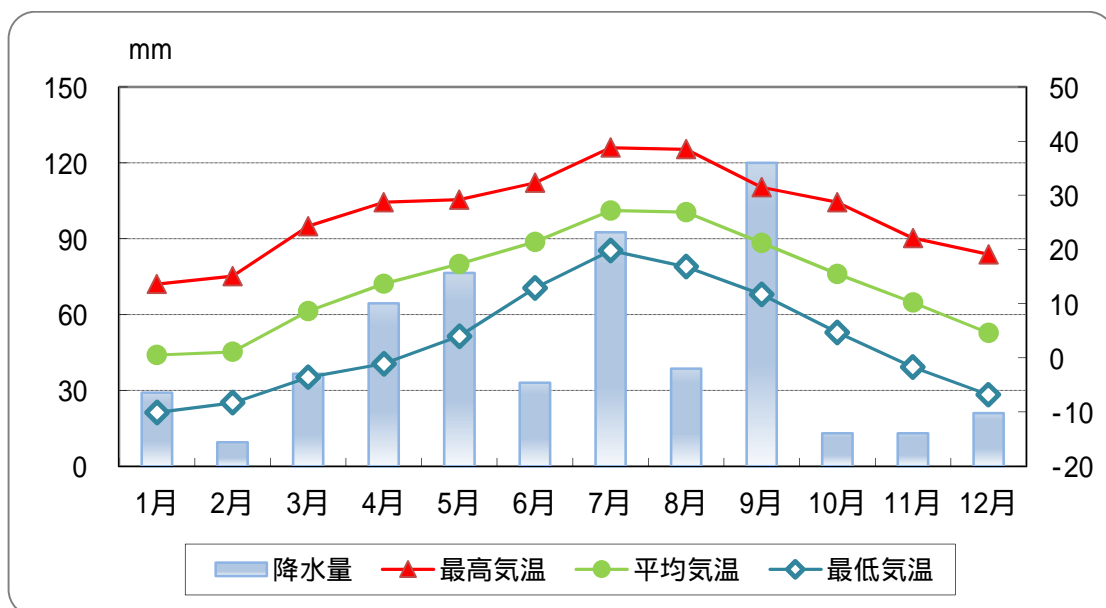


図2-2 降水量と平均気温 (平成30年) 地点：恵那

4. 人口動態

(1) 人口及び世帯数

本市の過去 10 年間の人口及び世帯数の推移は、表 2 - 2 及び図 2 - 3 に示すとおりです。

世帯数は平成 28 年度をピークに減少しており、人口も減少しています。

また、1 世帯あたりの人数は、減少しています。

表 2 - 2 人口及び世帯数の推移

年 度	世帯数 (世帯)	人口(人)			平均世帯員 (人/世帯)
		総 数	男	女	
平成21年度	14,953	41,376	20,021	21,355	2.77
平成22年度	14,828	40,930	19,761	21,169	2.76
平成23年度	14,869	40,531	19,587	20,944	2.73
平成24年度	14,866	40,090	19,347	20,743	2.70
平成25年度	14,923	39,802	19,207	20,595	2.67
平成26年度	15,063	39,408	19,066	20,342	2.62
平成27年度	15,124	39,018	18,909	20,109	2.58
平成28年度	15,287	38,812	18,799	20,013	2.54
平成29年度	15,042	38,094	18,416	19,678	2.53
平成30年度	15,166	37,711	18,238	19,473	2.49

各年 10 月 1 日現在

出典：瑞浪市平成 30 年度統計書

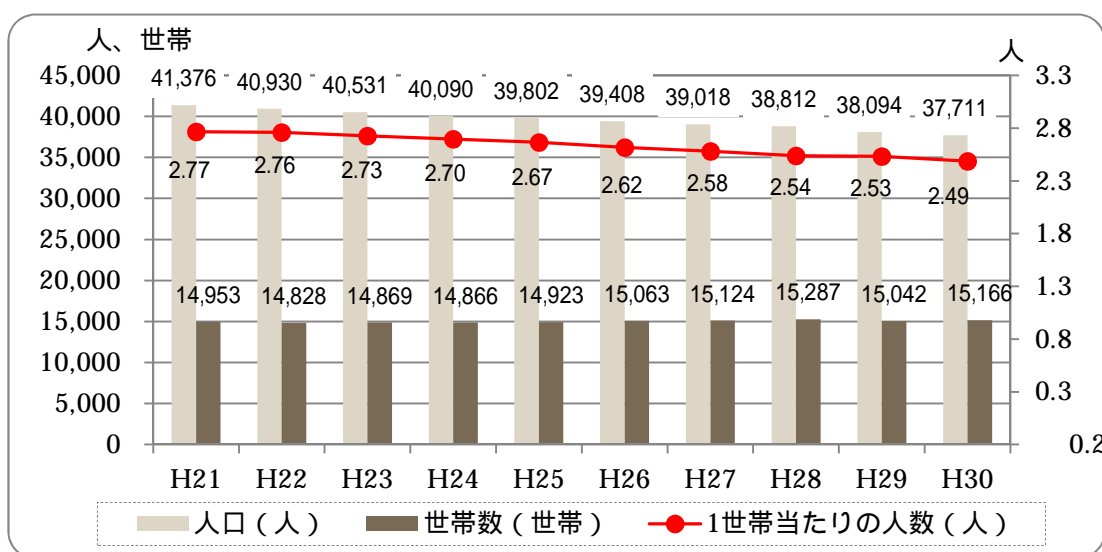


図 2 - 3 人口及び世帯数の推移

(2) 人口の年齢構成

本市の年齢構成は、表2-3、図2-4及び図2-5に示すとおりです。

年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)は増加しております。

団塊の世代と団塊ジュニア世代の多い人口構成となっており、今後、急速に高齢化が進むと考えられます。

表2-3 年齢構成別人口の推移

項目	人口	15歳未満	15~64歳	65歳以上
平成7年	42,003	6,868	27,960	7,175
平成12年	42,298	6,444	27,291	8,652
平成17年	42,065	5,960	26,426	9,679
平成22年	40,387	5,319	24,554	10,514
平成27年	38,730	4,673	22,541	11,516
岐阜県(H27)	2,031,903	266,998	1,185,431	567,571

出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」、総務省「国勢調査」

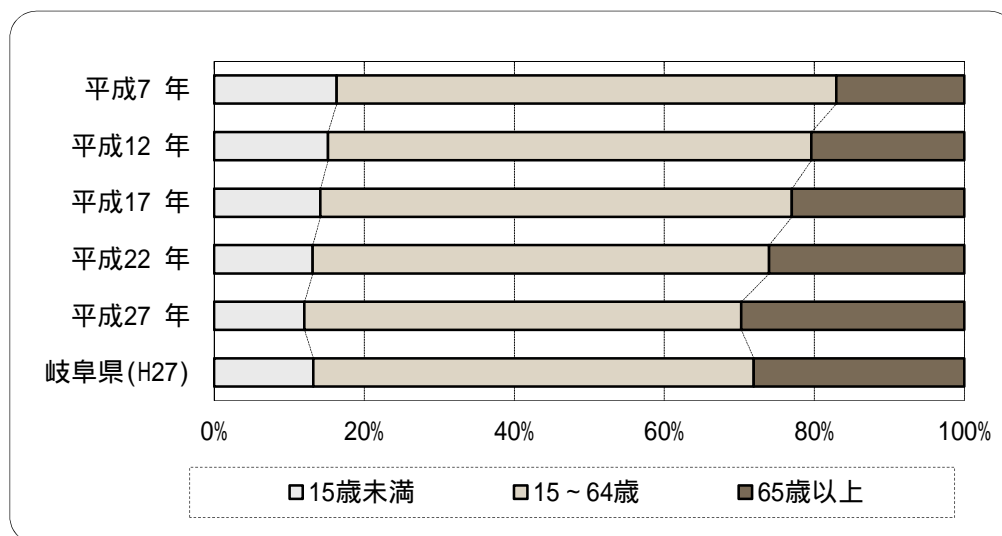
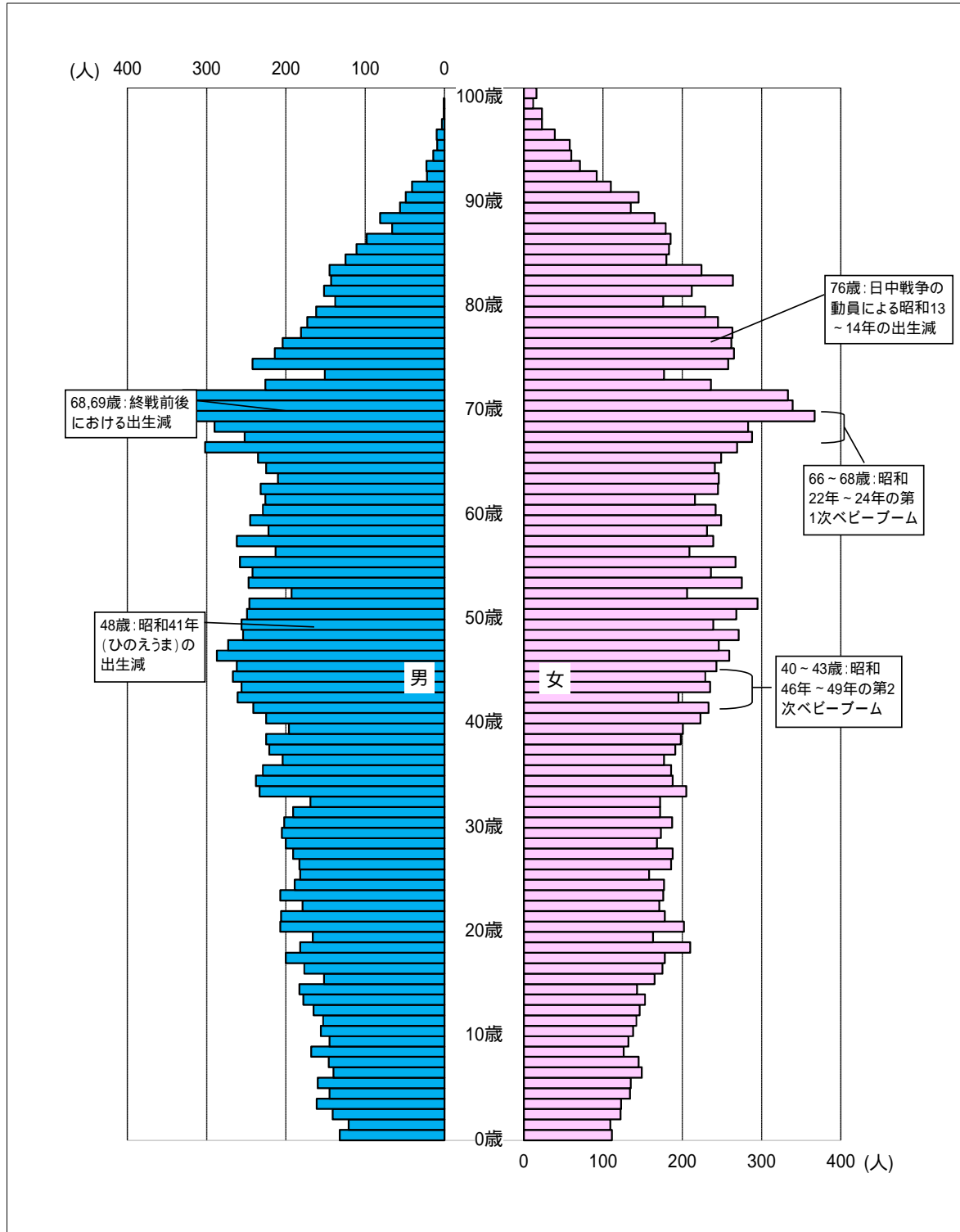


図2-4 年齢構成別人口割合の推移



出典：瑞浪市 平成 30 年度統計書

図 2 - 5 人口ピラミッド (平成 31 年 4 月 1 日現在)

5. 産業の動向

(1) 産業別就業人口

本市の産業大分類別就業人口の推移は、表2-4及び図2-6に示すとおりです。

また、産業大分類別の事業所数及び従業員数は、表2-5及び表2-6に示すとおりです。

平成27年における本市の就業者人口は18,975人で、人口の減少に比例して就業者数も減少傾向にあります。

産業別にみると、第1次産業は、平成17年度より減少傾向を示し、就業人口比2.4%程度です。第2次産業、第3次産業についても、減少傾向にありますが、就業人口比についての変動は少なくなっています。

表2-4 産業別大分類就業人口の推移

単位：人

年	第1次産業		第2次産業		第3次産業		就業人口 人
	人	%	人	%	人	%	
平成17年	537	2.6	6,496	31.9	13,309	65.4	20,342
平成22年	424	2.2	5,946	31.1	12,769	66.7	19,139
平成27年	461	2.4	5,894	31.1	12,620	66.5	18,975
岐阜県(H27)	31,350	3.2	326,393	33.6	658,173	63.2	1,015,916

出典：総務省「国勢調査」

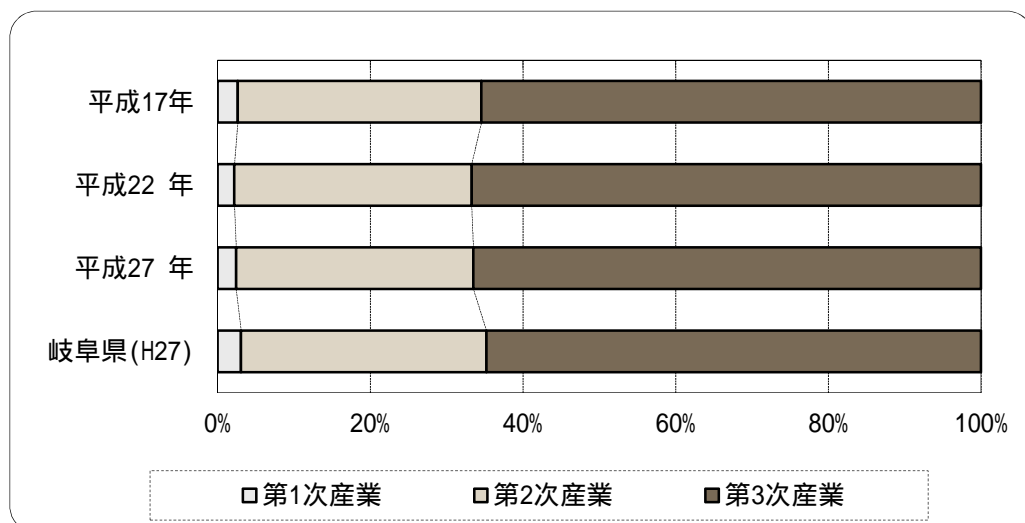


図2-6 産業大分類就業人口割合の推移

表 2 - 5 産業大分類別事業所数及びその比率

単位：事業所

産業大分類	平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数	比率(%)	事業所数	比率(%)	事業所数	比率(%)
第1次産業	16	0.8	15	0.8	16	0.5
農林漁業	16	0.8	15	0.8	9	0.5
第2次産業	524	27.6	505	26.7	471	25.7
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	201	10.6	191	10.1	182	9.9
製造業	323	17.0	314	16.6	289	15.8
第3次産業	1,362	71.7	1,377	72.5	1,345	73.4
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1	1	0.1	-	-
情報通信業	7	0.4	8	0.4	6	0.3
運輸業、通信業(運輸業)	31	1.6	29	1.5	23	1.3
卸売業・小売業(卸売、小売業)	480	25.2	466	24.6	457	24.9
金融・保険業	26	1.4	17	0.9	25	1.4
不動産業、物品賃貸業(不動産業)	47	2.5	53	2.8	50	2.7
学術研究、専門・技術サービス業	60	3.2	57	3.0	60	3.3
宿泊業、飲食サービス業(飲食店、宿泊業)	236	12.4	245	12.9	237	12.9
生活関連サービス業、娯楽業	182	9.6	171	9.0	171	9.3
医療、福祉	119	6.3	147	7.7	145	7.9
教育、学習支援業	54	2.8	61	3.2	58	3.2
複合サービス事業	10	0.5	19	1.0	13	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	109	5.7	103	5.4	100	5.5
公務(他に分類されないもの)	-	-	-	-	-	-
合 計	1,902	100.0	1,897	100.0	1,832	100.0

平成 24 年 2 月 1 日現在、平成 26 年 7 月 1 日現在、平成 28 年 6 月 1 日現在

出典：総務省・経済産業省

平成 24 年、28 年「経済センサス 基礎調査」、平成 26 年「経済センサス-活動調査」

注) 平成 20 年より産業分類項目が変更。()は、平成 20 年以前の産業分類項目。

表 2 - 6 産業大分類別就業者数及びその比率

単位：人

産業大分類	平成24年		平成26年		平成28年	
	従業者数	比率(%)	従業者数	比率(%)	従業者数	比率(%)
第1次産業	274	1.8	198	1.4	203	-
農林漁業	274	1.8	198	1.4	203	-
第2次産業	4,182	27.8	4,219	29.1	4,088	28.6
鉱業、採石業、砂利採取業(鉱業)	-	-	-	-	-	-
建設業	896	5.9	887.0	6.1	840	5.9
製造業	3,286	21.8	3,332	23.0	3,248	22.7
第3次産業	10,604	70.4	10,095	69.6	10,016	70.0
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.0	5	0.0	-	-
情報通信業	41	0.3	36	0.2	14	0.1
運輸業、通信業(運輸業)	308	2.0	255	1.8	267	1.9
卸売業・小売業(卸売、小売業)	3,202	21.3	2,971	20.5	2,896	20.2
金融・保険業	289	1.9	186	1.3	272	1.9
不動産業、物品賃貸業(不動産業)	493	3.3	139	1.0	156	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	257	1.7	189	1.3	221	1.5
宿泊業、飲食サービス業(飲食店、宿泊業)	1,403	9.3	1,552	10.7	1,469	10.3
生活関連サービス業、娯楽業	1,614	10.7	1,308	9.0	1,248	8.7
医療、福祉	1,892	12.6	2,190	15.1	2,318	16.2
教育、学習支援業	458	3.0	514	3.5	540	3.8
複合サービス事業	55	0.4	151	1.0	75	0.5
他に分類されないサービス業(サービス業)	587	3.9	599	4.1	540	3.8
公務(他に分類されないもの)	-	-	-	-	-	-
合 計	15,060	100.0	14,512	100.0	14,307	100.0

平成 24 年 2 月 1 日現在、平成 26 年 7 月 1 日現在、平成 28 年 6 月 1 日現在

出典：総務省・経済産業省

平成 24 年、28 年「経済センサス 基礎調査」、平成 26 年「経済センサス-活動調査」

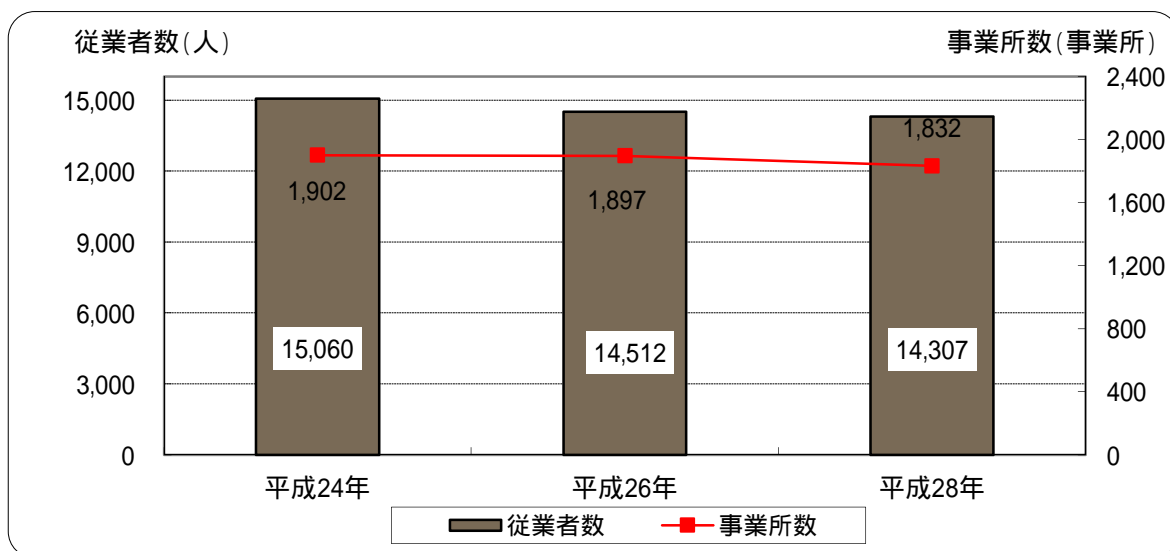


図 2 - 7 産業大分類別従業者数、事業所数

(2) 農業

本市の農家数及び農業人口の推移は、表2-7、図2-8に、平成27年における耕地面積は、表2-8、図2-9に示すとおりです。

総農家数は減少傾向にあります。

表2-7 農家数及び農業人口の推移

単位：戸

年	総農家数	専業農家	兼業農家		自給的農家
			第1種	第2種	
平成17年	1,561	76	14	387	1,084
平成22年	1,399	80	22	275	1,022
平成27年	1,220	88	13	230	889

兼業農家第1種は農業所得を主とする兼業農家、第2種は農業所得を従とする兼業農家

各年2月1日現在 出典：農林水産省「農林業センサス」

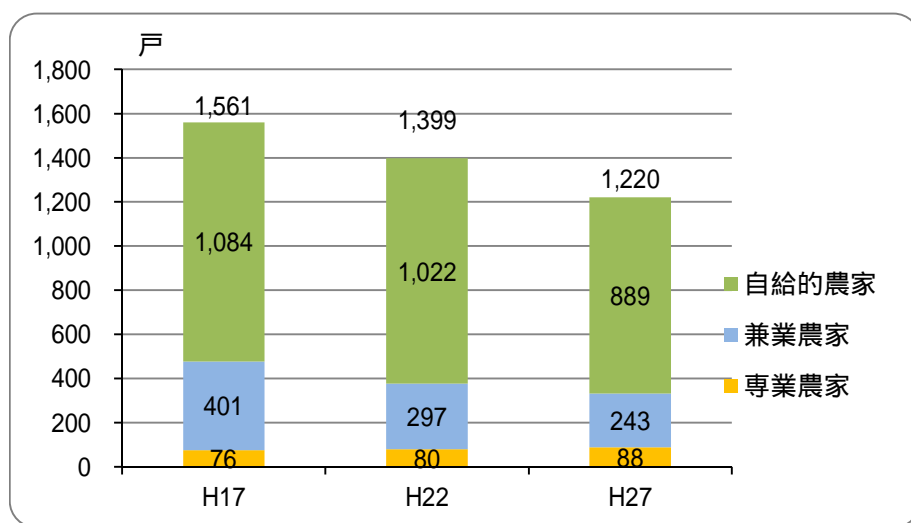


図2-8 農家数及び農業人口の推移

表 2 - 8 耕地面積

単位：ha

年	合計	田	畑	樹園地
平成17年	316	221	88	7
平成22年	281	192	83	6
平成27年	249	181	61	6

2月1日現在

出典：農林水産省「農林業センサス」

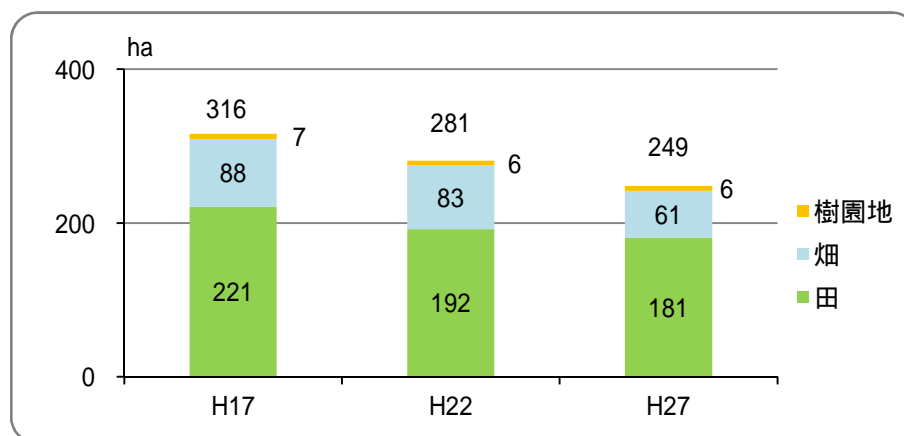


図 2 - 9 耕地面積割合

(3) 商業

本市の商業の概況は、表2-9及び図2-10に示すとおりです。

本市は、国道19号、JR瑞浪駅周辺を中心に商業、サービス業が发展していますが、事業所数は減少傾向にありますが、従業員数は平成24年から変動は少なくなっています。年間商品販売額は卸売業が回復傾向にありますが、小売業は平成26年をピークに減少しています。

表2-9 商業の概況

年	事業所数	従業員数 (人)	年間商品販売額(百万円)		
			計	卸売業	小売業
平成14年	591	3,200	69,386	32,883	36,504
平成16年	581	3,226	63,720	25,494	38,226
平成19年	555	3,175	69,120	22,811	46,308
平成24年	394	2,456	53,120	13,588	39,532
平成26年	392	2,419	64,352	15,724	48,628
平成28年	397	2,419	62,978	23,645	39,333

各年6月1日現在(24年は2月1日、26年は6月30日現在)

出典：経済産業省「商業統計調査」

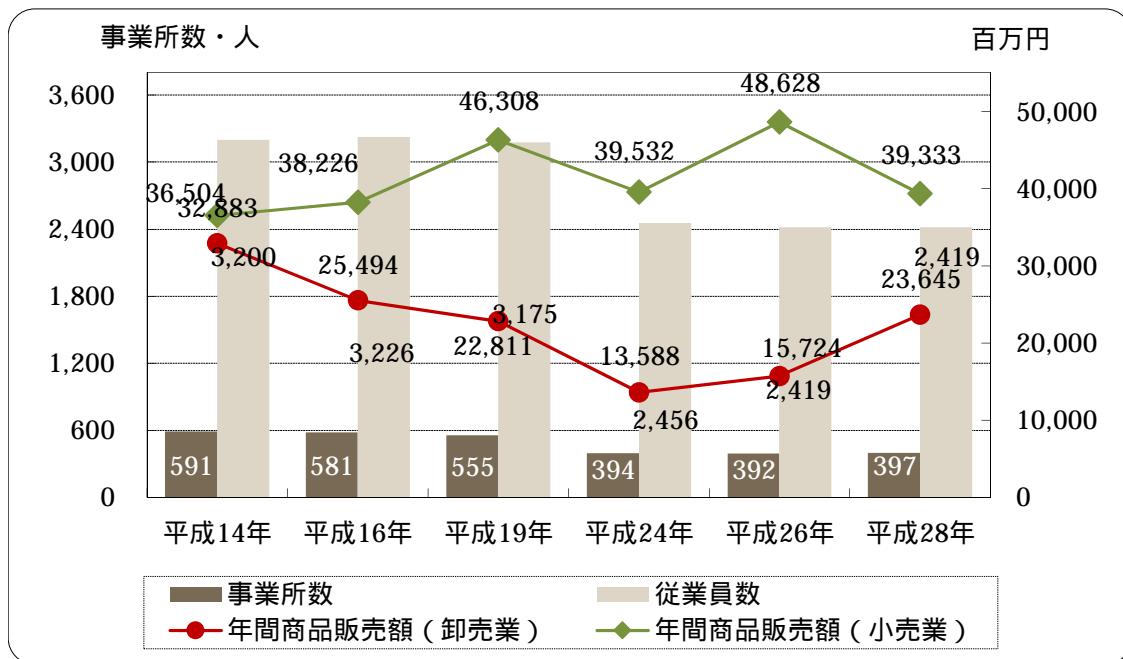


図2-10 商業の概況

表 2 - 10 産業中分類別事業所数・従業者数・年間商品販売額

項目	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
卸売業計	99	559	23,645
小売業計	298	1,860	39,333
各種商品小売業	-	-	-
織物・衣服・身の回り品小売業	34	105	1,311
飲食料品小売業	90	719	14,105
機械器具小売業	47	256	6,795
その他の小売業	123	741	16,354
無店舗小売業	4	39	768
合計	397	2,419	62,978

出典：経済産業省「商業統計調査」

注：年間商品販売額は平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間の数値。

注：端数処理のため合計が合わない場合があります。

平成 28 年 6 月 1 日現在

(4) 工業

本市の工業の概況は、表2-11及び図2-11に示すとおりです。
事業所数の変動は少なく、製造品出荷額は増加傾向にあります。

表2-11 工業の概況

年	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成22年	128	2,496	40,086
平成24年	123	2,341	40,818
平成25年	122	2,326	45,977
平成26年	121	2,463	54,496
平成29年	127	2,579	48,513

出典：経済産業省「工業統計調査」

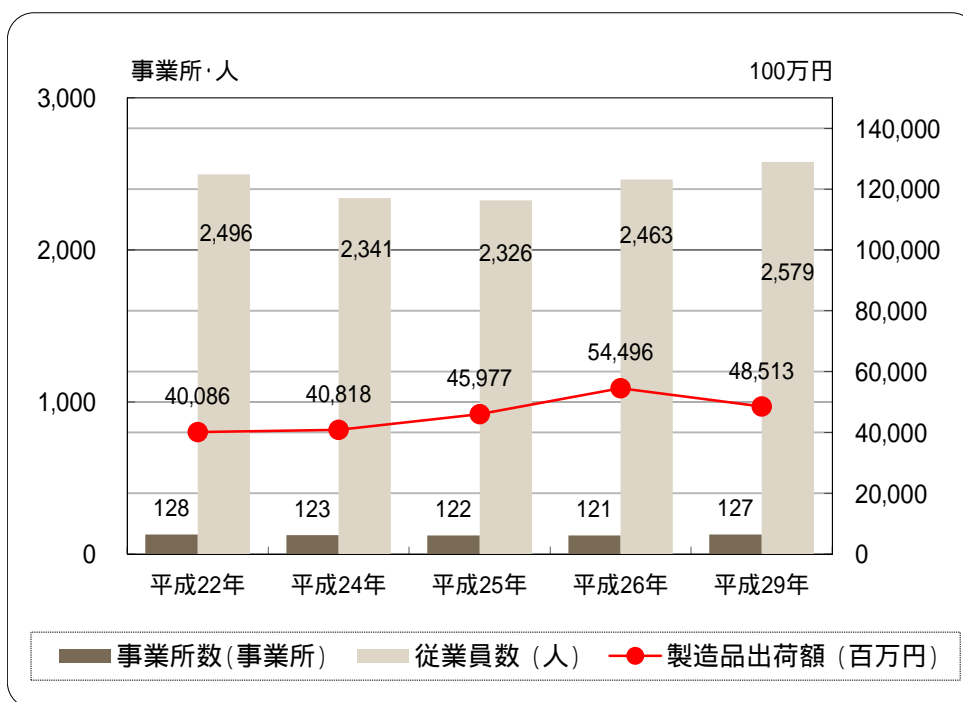


図2-11 工業の概況

6 . 関連計画

(1) 瑞浪市総合計画

平成 31 年 3 月に瑞浪市第 6 次総合計画（後期）を策定し、本市のめざす将来都市像を『幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～』と掲げ、6 つの基本方針と、3 プラス 1 のまちづくり重点方針を掲げ取り組んでいます。

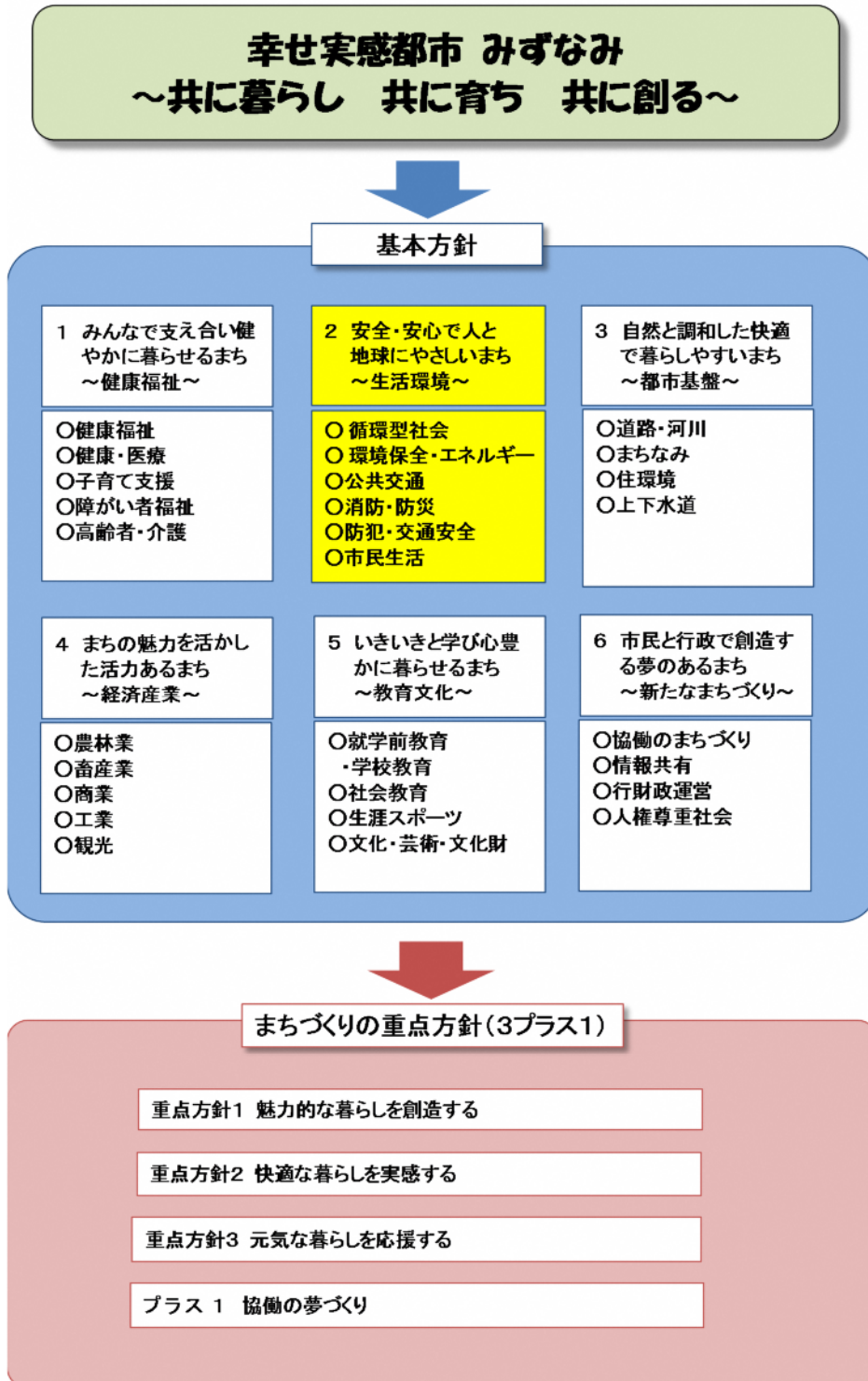


図 2 - 12 総合計画施策の体系図

第3章 前計画の総括

1. 目標進捗状況

前計画で数値目標を定めた項目の目標達成状況は、以下に示すとおりです。

表 3 - 1 前計画の目標値と実績

項目	単位	実績	目標	評価
		平成 30 年度		
1人1日あたり生活系ごみ量	g/人・日	708	657	×
総ごみ量	t	13,936	12,781	×
資源化量	t	2,701	2,716	
リサイクル率	%	19.4	21.3	
埋立処分量	t	1,694	1,647	

(1) 1人1日あたり生活系ごみ量

ごみ総排出量のうち事業系ごみを除く1人1日あたり生活系ごみは、やや減少傾向にあります。目標値 657g/人・日の達成は厳しい状況です。

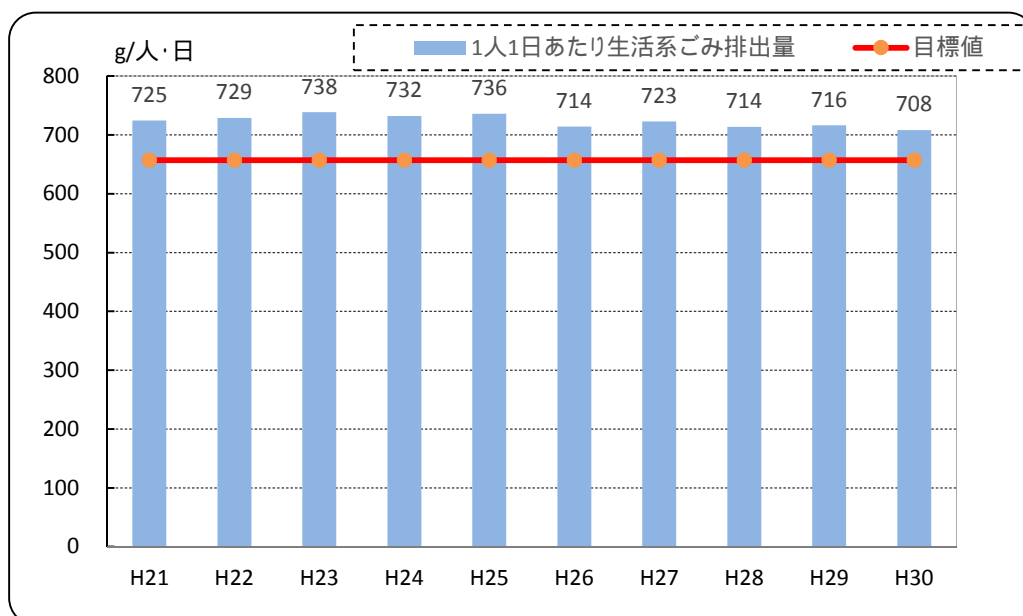


図 3 - 1 1人1日あたり家庭系ごみ量の実績と目標値

(2) ごみ総排出量

ごみ総排出量は、やや減少傾向にありますが目標値 12,781g/人・日の達成は厳しい状況です。

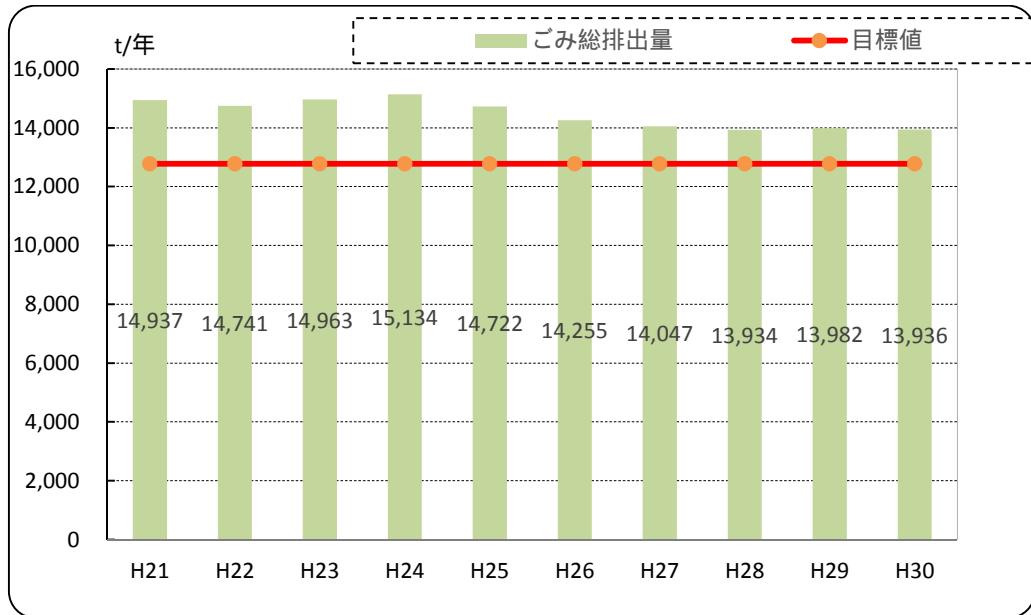


図 3 - 2 ごみ総排出量の実績と目標値

(3) 資源化量

資源化量は、減少傾向にあり平成 29 年度までは目標値 2,716t を達成していましたが、平成 30 年度は 2,701t と若干下回りましたが、概ね良好です。

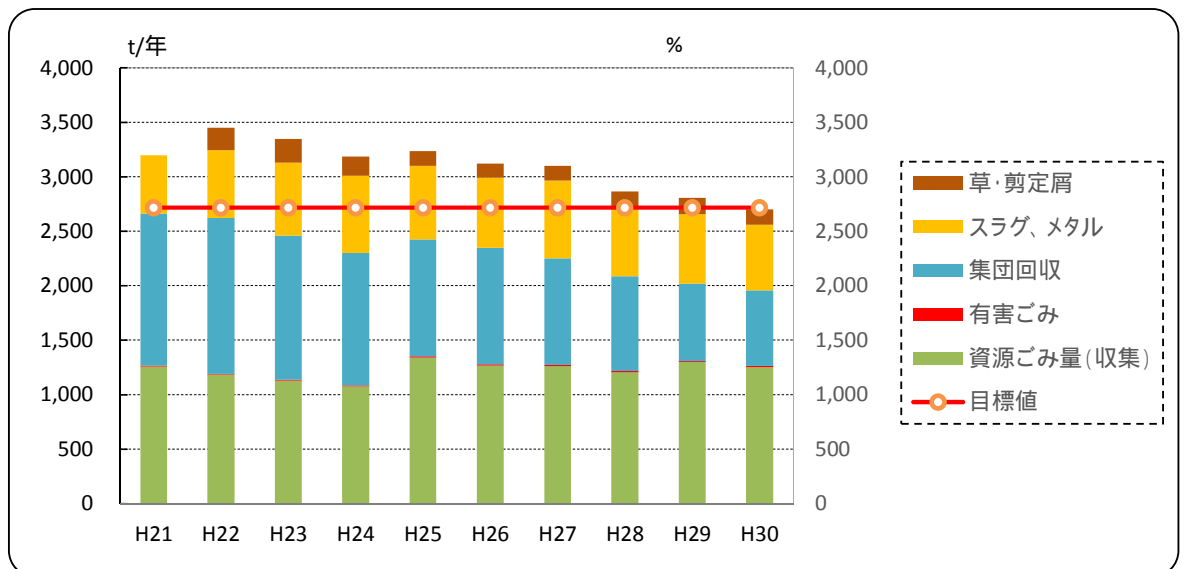


図 3 - 3 資源化量の実績と目標値

(4) リサイクル率

リサイクル率は、平成 27 年度をピークに減少傾向にあり、平成 27 年度までは目標値 21.3%を達成していましたが、平成 30 年度は 19.4%と若干下回りましたが、概ね良好です。

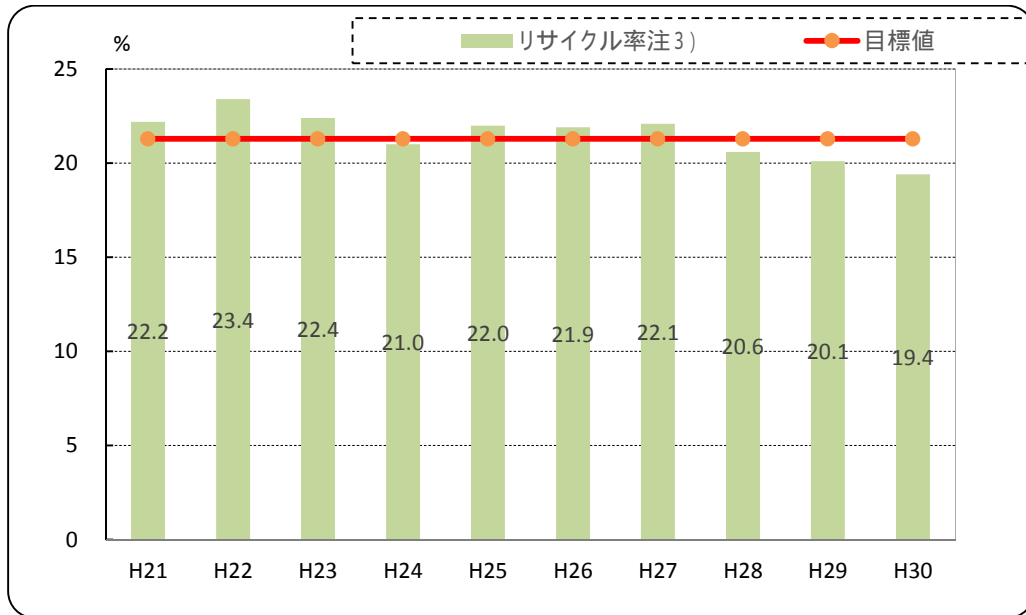


図 3 - 4 リサイクル率の実績と目標値

4) 埋立処分量

埋立処分量は、目標値 1,647t を上下しており、平成 30 年度は 1,694t と若干上回りましたが、概ね良好です。

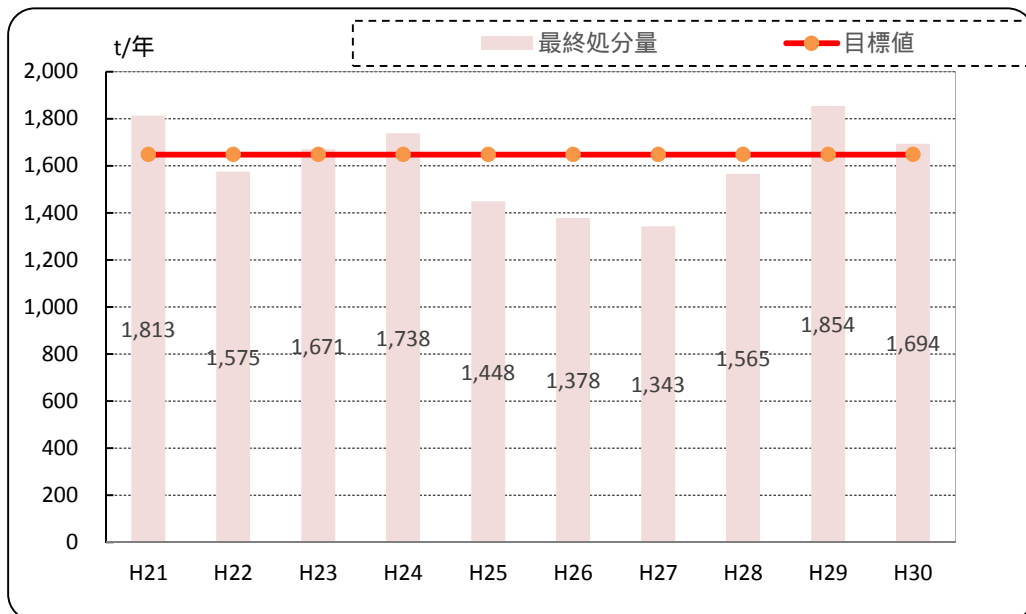


図 3 - 5 埋立処分量の実績と目標値

2. 施策の実施状況

前計画で示された施策の実施状況は、表3-2に示すとおりです。

表3-2(1) 施策の実施状況

項目	施策	実施状況	評価
減量化・資源化のための取り組み	「廃棄物減量等推進審議会」や「環境推進委員」制度の設置等を図り、ごみの減量化・資源化を推進する。	廃棄物減量等推進審議会を毎年2回開催し、ごみの減量化・資源化を推進しています。	
	分かりやすい広報、副読本、ポスター等を作成し、ごみの減量化・資源化を推進する。	家庭ごみの分け方・出し方便利帳を作成しました。	
	キャンペーンの展開、イベント等の開催をする。	環境フェアにおいて、マイバッグの配布等のPRを行いました。	
	ごみカレンダー、ごみ減量化マニュアル、ビデオ、漫画等を作成し、ごみの減量化・資源化を推進する。	ごみカレンダー、家庭ごみの分け方・出し方便利帳を作成しました。	
	学校、地域住民等の要請に応じ、説明会等を実施する。	学校や自治会等において出前講座を開催し、ごみの分け方・出し方の説明を行いました。	
	減量化・資源化アイデアの募集をする。	実施しませんでした。	×
	資源ごみ分別収集品目の見直しを適宜行い、容器包装リサイクル等に係る分別収集に対応させ資源化を図る。	平成18年度に収集品目を見直し、古着等を資源ごみとしました。また、平成25年に小型電子機器の再資源化を促進するために回収BOXを設置しました。	
	PTA、子供会・自治会・婦人会等が行う資源ごみ集団回収を奨励し、現在実施していない町内についても実施を検討する。	資源ごみ集団回収を奨励しているが、集団回収量は、減少している。	
	自転車や家具などを必要とする人に譲ることができる不用品交換制度のシステムを確立し、公共施設内で交換会を開催する。	現在検討中です。	
	ごみ処理手数料制度を引き続き運用し、値段やシステムを適宜見直しを検討する。	平成18年度に処理手数料を改正し、新可燃袋、不燃袋、不燃シールの販売開始しました。 平成22年度に事業系手数料の計量単位を変更しました。	

評価指標 「○」：実施 「△」：一部実施 「×」：未実施

表 3 - 2(2) 施策の実施状況

項目	施策	実施状況	評価
減量化・資源化	再生紙の利用・普及を促し、公共機関で使用する書類を再生紙に切り替えることを促進する。	公共施設の使用するコピー用紙等紙類は、再生紙に切り替えをしました。	
事業者への取り組み	リサイクルしやすい商品への改善等を製造メーカーに対して要請していく。	実施しませんでした。	×
	環境への負担の大きい商品、適正処理が困難な商品に関する情報や話題を住民に提供し、商品改善の動きを促す。	実施しませんでした。	×
	事業系一般ごみの減量を促進するため、処理手数料を適宜見直し検討する。	平成 22 年度に事業系手数料の計量単位を変更しました。	
	エコストア協力店の募集・認定制度を設置・推進し、過剰包装の抑制、トレイの使用抑制、バラ売りの推進、リターナブル容器の使用、デポジットシステムの導入を図る。	実施しませんでした。	×
	事業者に対する廃棄物の適正処理、分別排出の徹底、OA 紙の再利用等を推進する。	実施しませんでした。	×
住民へ協力を要請	使い捨て商品、容器の使用を自粛する。	市の広報にて P R しました。	
	買い物袋を持参する。	市の広報にて P R しました。	
	リターナブル等回収ルートのあるものは、販売店に返却する	実施しませんでした。	×
	厨芥ごみを堆肥化する。	市民の堆肥化補助金制度利用の減少に伴い、平成 28 年度に堆肥化補助金制度を廃止しました。	×
	行政が実施する減量化、資源化の施策に参加する。	市の広報や環境フェアにて P R しました。	

評価指標 「○」：実施 「△」：一部実施 「×」：未実施

第4章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理事業の沿革

本市のごみ処理事業の沿革は、表4-1に示すとおりです。

表4-1 ごみ処理事業の沿革

年度	事業の経緯
昭和31年	(通称)市原塵芥焼却場完成(4t/日)
昭和43年	不燃物埋立処分場完成
昭和45年	瑞浪市ごみ焼却場完成(20t/日)
昭和52年	市指定袋制を採用(大:295円/30枚、中:255円/30枚、小:240円/30枚)
昭和56年	収集体制の変更(可燃ごみ:週2回)
昭和57年	瑞浪市清掃センター完成(40t/日) 瑞浪市不燃物埋立処分場完成(埋立容量:61,350m ³)
昭和58年	資源ごみ分別収集開始 瑞浪市リサイクル広場完成
昭和60年	指定袋を大袋のみに変更(480円/30枚)
昭和61年	事業者による資源分別搬入、資源回収業者による金属回収を開始
平成3年度	瑞浪市不燃物埋立処分場完成(第2期工事、埋立容量:84,550m ³) コンポスト容器購入費補助を開始
平成5年度	指定袋に消費税導入(494円/30枚)
平成6年度	資源集団回収事業補助制度を開始 発泡スチロールトレイの拠点回収を開始
平成8年度	瑞浪市清掃センターを瑞浪市クリーンセンターに名称変更
平成9年度	資源ごみ分別収集全域開始 瑞浪市リサイクル広場増設
平成11年度	資源ごみ分別収集品目にトレイを追加 不燃ごみ分別収集品目に蛍光管、乾電池を追加 指定袋小を使用開始(426円/30枚)
平成14年度	瑞浪市クリーンセンター完成(50t/日全連続炉)酸素式熱分解直接熔融施設
平成16年度	瑞浪市不燃物処分場完成(埋立容量:52,500m ³)
平成18年度	廃棄物処理手数料改定 (可燃:大740円/20枚、小450円/20枚、不燃:860円/20枚、 不燃シール:860円/10枚) 資源ごみ収集分別品目に古着・缶詰の缶類・自転車・石油ストーブを追加
平成19年度	旧ごみ袋の使用停止、新ごみ袋で収集開始 不燃ごみ収集袋(小)使用開始(10枚入258円) 高齢者世帯の粗大ごみ個別収集を開始
平成21年度	ペットフード用缶詰を資源ごみとして収集
平成22年度	一部地域可燃ごみ収集業務委託開始 事業系廃棄物処理手数料の計量単位変更(100kg単位→50kg単位)
平成23年度	全地域可燃ごみ収集業務委託(収集日が祝日・休日でも収集)
平成25年度	使用済小型家電回収ボックスを公共施設(8箇所)に設置
平成29年度	小型家電としてパソコン・携帯電話の回収を開始
平成31年度	穴開けしないスプレー缶類の拠点回収(9箇所)を開始

2. ごみの区分

本市が受け入れているごみは、その排出源によって「家庭ごみ（生活系ごみ）」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に大別されます。

家庭ごみ（生活系ごみ）は、品目によって「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」の5つに区分されます。

また、地域の各種団体により古紙などの集団回収、スーパーや家電量販店などの民間事業者により食品トレイ、インクカートリッジなどの店頭回収が行われるほか、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法などに基づく家電製品などのメーカー回収が行われています。

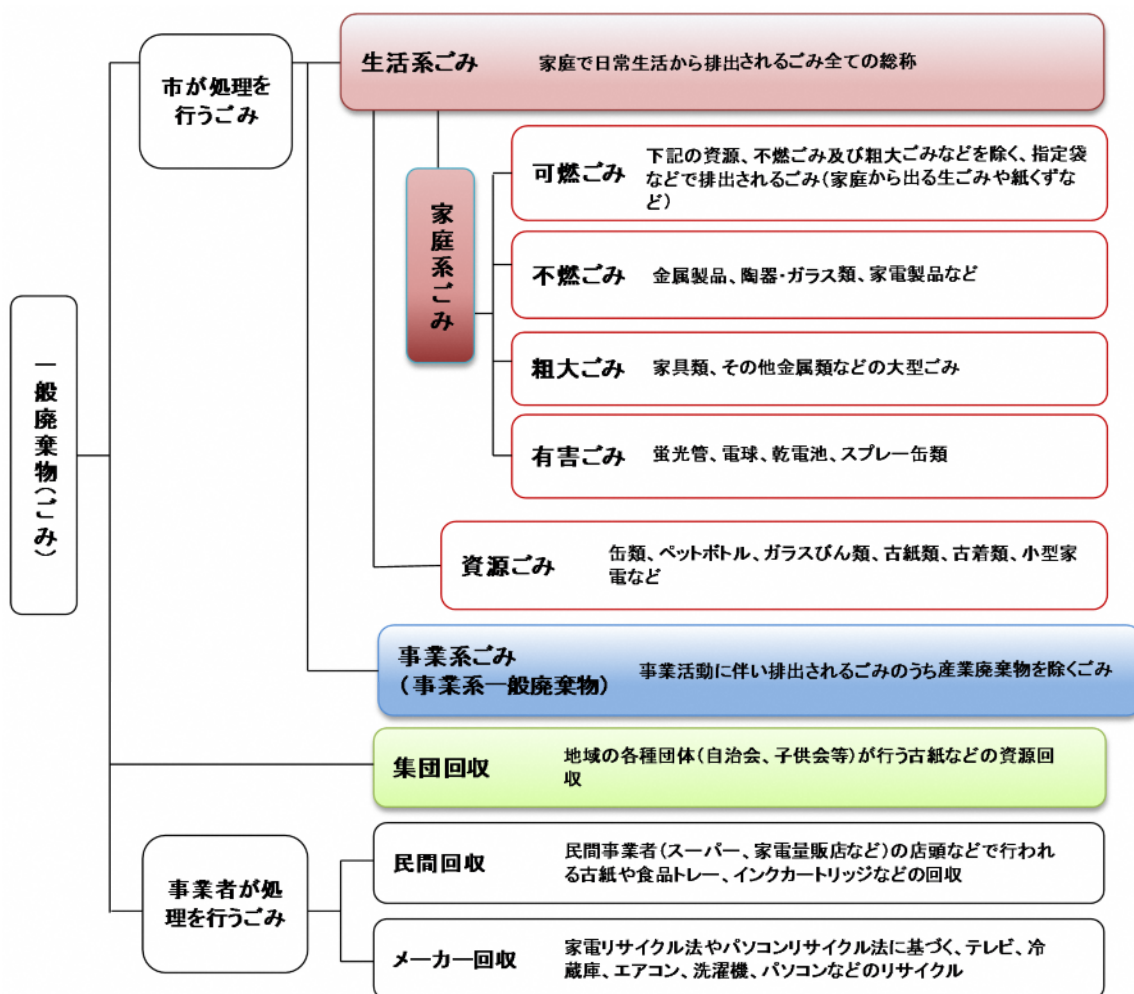


図 4 - 1 ごみの区分

3. ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

令和元年度における本市のごみ処理フローは、図4-2に示すとおりです。

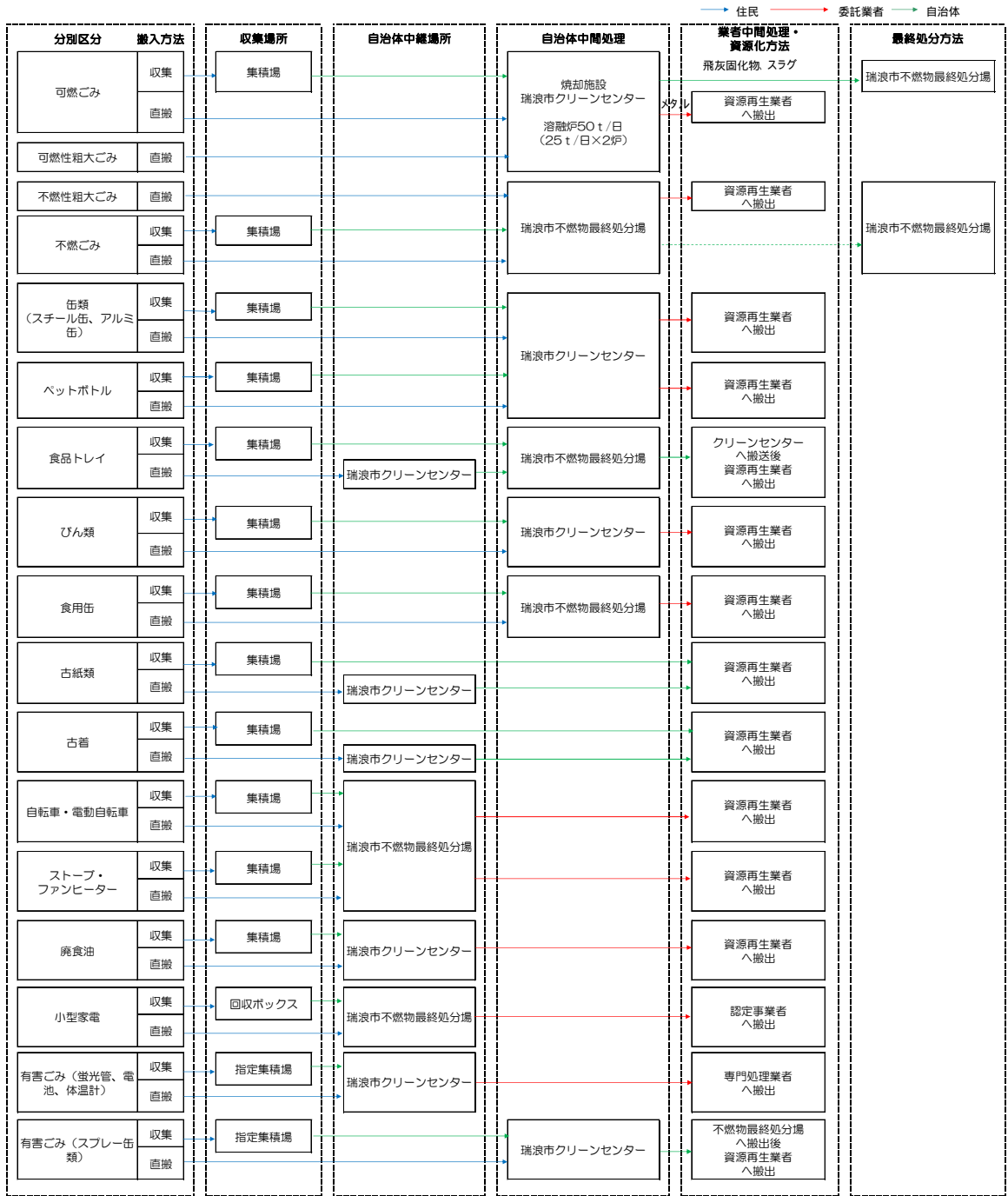


図4-2 瑞浪市のごみ処理フロー(令和元年度)

(2) 分別区分

本市の分別区分は、表4-2に示すとおりです。

表4-2 瑞浪市の分別区分(令和元年度)

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		台所のごみ(食品くず、残飯など)、プラスチックビニール製品、履き物・ゴム・皮革製品、剪定枝・葉・草、その他資源にならない衣類など(下着、くつ下、汚れた衣類など)など
不燃ごみ		金属製品、陶器・ガラス類、家電製品、ライター、その他収集シールを貼って出すもの(スーツケース、ゴルフバックスキー板など)など
可燃性粗大ごみ		タンス、洋服ダンス、本棚、ソファ、こたつ(外枠)ベッド(木製)、スプリングマットレス、テーブル、学習机、いす(木製)、ふとんなど
不燃性粗大ごみ		パイプベッド、マッサージチェア、物干し台、さお、ピアノ、エレクトーン、一輪車(荷物運搬用)、脚立など
資源ごみ	缶類	アルミ缶、スチール缶
	ペットボトル	ペットボトル(飲料、酒類、調味料の容器など) ふたをとって軽くすすぎ、つぶさずにラベルをつけたまま出す。
	食品トレイ	食品トレイ(無地で白色のみ) 洗って乾かして、小さく割って出す。
	ガラスびん	無色透明、茶色、その他の色、リターナブルびん 金属製のふた、汚れのひどいびん、コップ、化粧水や香水のびんほ乳びんなどは不燃物に出す。
	食用缶	菓子缶、缶詰、粉ミルクの缶、ペットフードの缶など
	古紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等、その他の紙(雑紙)
	古着類	衣類(普段身に着けている衣類、セーター、着物、帯など)、シート、タオルケット、毛布
	自転車・電動自転車、ストローブ・ファンヒーター	自転車・電動自転車(こわれた自転車も出すことができる)、ストローブ・ファンヒーター(灯油、缶電池は抜いて出す)
	廃食用油	廃食用油(植物性油のみ) ペットボトルに入れて出す
	小型家電	通信機械器具(電話機など)、パソコン、ラジオ、映像用機械器具(カメラ、ビデオデッキなど)、その他の電子機器(ワープロ、プリンターなど)、電気機械器具(ミシン、ドライヤーなど)など
有害ごみ		蛍光管、電球、電池(アルカリ、マンガン、ボタン電池など)、スプレー缶類

(3) 収集・運搬

本市におけるごみの収集・運搬体制は表4-3に示すとおりです。

表4-3 収集・運搬体制（令和元年度）

項目	収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
可燃ごみ	委託	集積場	週2回	指定ごみ袋	大 37円/袋 小 22.5円/袋
		直接搬入	クリーンセンター開放日	-	直接搬入 250円/50kg
不燃ごみ	直営	集積場	月1回	指定ごみ袋 指定シール	大 43円/袋 小 25.8円/袋 シール 86円/枚
		直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	直接搬入 160円/50kg
可燃性粗大ごみ	委託	戸別収集	電話受付 8:30~17:00	-	軽トラック 2,000円/台
		直接搬入	クリーンセンター開放日	-	直接搬入 250円/50kg
不燃性粗大ごみ	委託	戸別収集	電話受付 8:30~17:00	-	軽トラック 2,000円/台
		直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	直接搬入 160円/50kg
資	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
		直接搬入	随時		
源	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
		直接搬入	随時		
源	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
		直接搬入	随時		
ご	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
		直接搬入	随時		
み	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
		直接搬入	随時		
み	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
		直接搬入	随時		

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
資源 ごみ	自転車・ 電動自転車	直営	集積場	月1回	-	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	
	ストーブ・ ファンヒーター	直営	集積場	月1回	-	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	
	廃食油	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	小型家電	直営	回収 BOX	設置施設開放日	-	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	
有害 ごみ	蛍光管、 乾電池	直営	拠点 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	水銀体温計	直営	拠点 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	電池	直営	拠点 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	スプレー缶	直営	拠点 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
処分できないもの		爆発性・引火性のあるごみ(プロパンガスなどガスボンベ類、ガソリン、灯油、シンナー、ペンキなどの油類)、毒性・危険物のあるごみ(農薬、殺虫剤などの薬品類、特殊薬品などの容器、注射器)、処理が困難なごみ(自動車やバイクの部品、タイヤ、バッテリー、ホイール、バイク本体、農機具(草刈機、チェーンソーなど)、消火器など)、その他(耐火金庫、石、土、粉上のもの、建物の解体に伴って排出されたもの(瓦、断熱材、スレート、アスベスト含有材、コンクリートやタイルなど))				

(4) 中間処理

本市の可燃ごみは、瑞浪市クリーンセンターにおいて、焼却処理をしています。

資源ごみは、ステーションで回収し、缶類、ペットボトルはクリーンセンターにて減容化し、食品トレイは瑞浪市不燃物最終処分場にて減容化して業者にて資源化されています。

瑞浪市クリーンセンターの概要は表 4 - 4 に示すとおりです。

表 4 - 4 瑞浪市クリーンセンターの概要

項 目	内 容
名 称	瑞浪市クリーンセンター
所 在 地	岐阜県瑞浪市日吉町 258-76
敷 地 面 積	11,118m ²
処 理 能 力	50t/日(25 t/日 × 2 炉、全連続炉)
処 理 品 目	可燃ごみ
処 理 方 式	酸素式熱分解直接溶融炉(一体型シャフト炉)
運 転 管 理	委託
設 計・施 工	株式会社 川崎技研
建 設 年 度	竣工：平成 14 年 6 月

(5) 最終処分

本市は、可燃ごみを焼却した焼却灰、不燃物を瑞浪市不燃物最終処分場にて処分しています。

表 4 - 5 最終処分場の概要

項 目	内 容
名 称	瑞浪市不燃物最終処分場
所 在 地	岐阜県瑞浪市稲津町小里 1538 番地の 1
処 理 品 目	焼却灰、不燃物
敷 地 面 積	51,770m ²
埋 立 面 積	7,500 m ²
埋 立 容 量	52,500 m ³
埋 立 方 法	準好気性埋立方式
浸出水処理方法	接触曝気法 + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭
運 転 管 理	委託
設 計・施 工	設計：国際航業株式会社 施工：日本国土・西尾特定建設工事共同企業体 (埋立処分場造成) 日本ガイシ株式会社(浸出水処理施設)
建 設 年 度	竣工：平成 16 年 12 月



図 4 - 3 中間処理施設及び最終処分場位置図

4. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図4-4に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者などによって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や市民による自家処理（生ごみの減量化など）によって資源回収などがなされているものなどについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本市のごみ処理施設などで処理を行わない集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本市の家庭から排出され資源ごみを除いたものを家庭系ごみ、事業所や公共施設から排出されたごみを事業系ごみとします。

また、ごみ総排出量から事業系ごみを除いたものを、生活系ごみとします。

家庭系ごみについては収集方式の違いにより、収集ごみ及び直接搬入ごみに分類します。

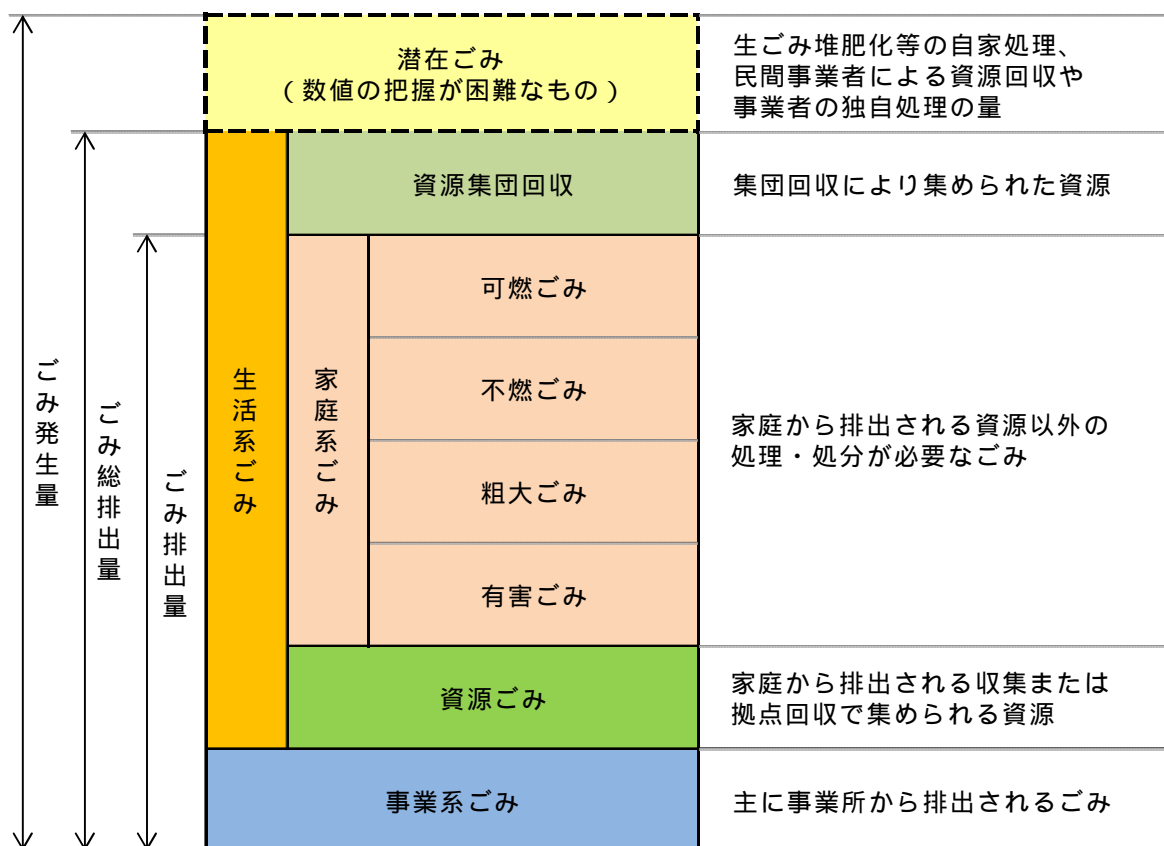


図4-4 ごみ排出区分の定義

(2) ゴミ総排出量の推移

本市における過去5年間のごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量の推移は、表4-6及び図4-5に示すとおりです。

表4-6 ゴミ総排出量の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
人口(年度末人口)	人	39,022	38,785	38,231	37,717	37,440
ごみ総排出量	t	14,255	14,047	13,934	13,982	13,936
可燃ごみ	t	7,308	7,416	7,288	7,155	7,194
不燃ごみ	t	367	435	398	509	367
資源ごみ	t	1,397	1,396	1,364	1,449	1,394
有害ごみ	t	13	11	13	11	13
集団回収量	t	1,070	980	867	711	692
事業系(可燃、不燃ごみ)	t	4,101	3,810	4,004	4,147	4,276
1人1日あたりごみ総排出量 ^{注1)}	g/人・日	1,001	990	999	1,016	1,020
1人1日あたり家庭系ごみ排出量 ^{注2)}	g/人・日	558	570	567	576	575
1人1日あたり生活系ごみ排出量 ^{注3)}	g/人・日	714	723	714	716	708

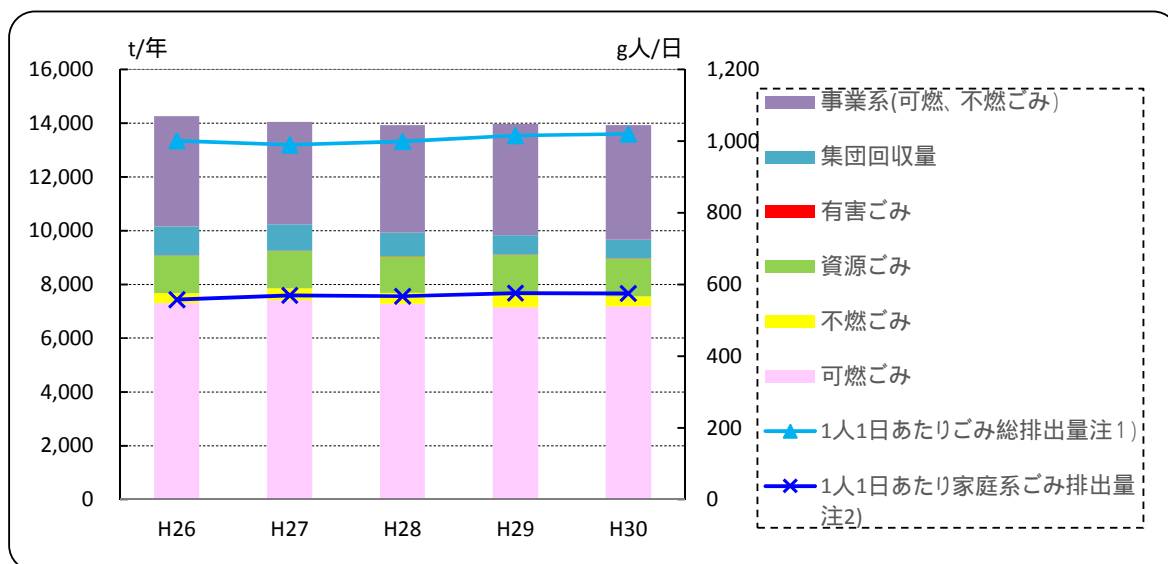


図4-5 ゴミ総排出量の推移

注1) 1人1日あたりごみ総排出量 = ごみ総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

注2) 1人1日あたり家庭系ごみ排出量 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 有害ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

注3) 1人1日あたり生活系ごみ排出量 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 資源ごみ + 有害ごみ + 集団回収) ÷ 人口 ÷ 年間日数

(3) リサイクル率の推移

本市における過去5年間の資源化量及びリサイクル率の推移は、表4-7及び図4-6に示すとおりです。

表4-7 資源化量及びリサイクル率の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
ごみ総排出量	t	14,255	14,047	13,934	13,982	13,936
総資源化量	t	3,121	3,099	2,864	2,809	2,701
資源ごみ量(収集)	t	1,267	1,262	1,206	1,298	1,252
草・剪定屑	t	130	134	158	151	142
有害ごみ	t	13	11	13	11	13
スラグ、メタル	t	642	712	620	638	602
集団回収	t	1,070	980	867	711	692
リサイクル率 ^{注4)}	%	21.9	22.1	20.6	20.1	19.4

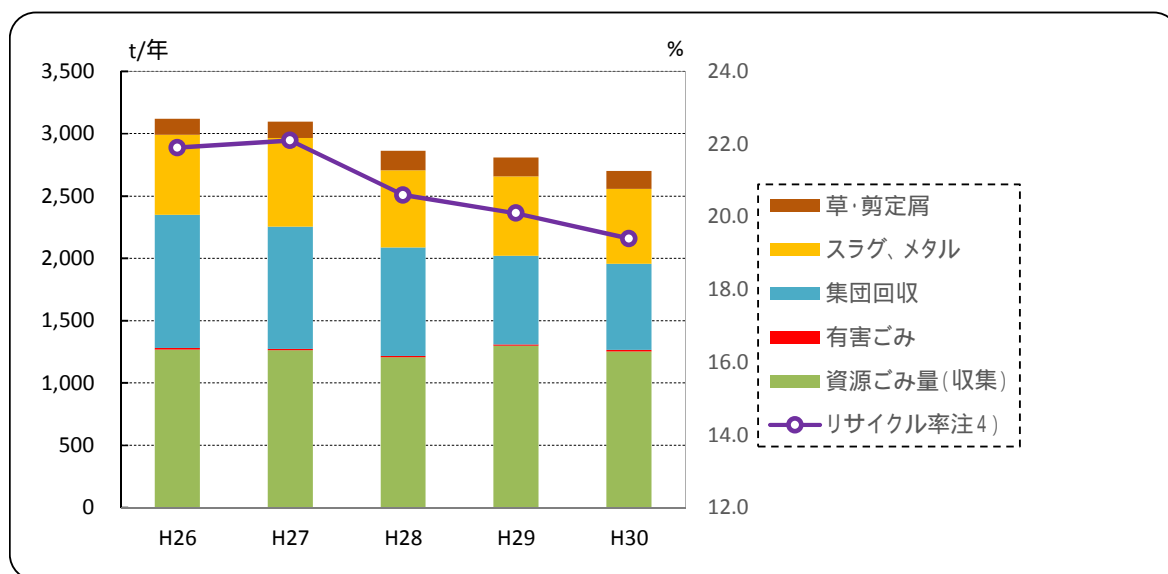


図4-6 資源化量及びリサイクル率の推移

注4) リサイクル率 = 総資源化量(資源ごみ + 集団回収量 + 草・剪定枝 + クリーンセンターによる資源化量 + 有害ごみ) ÷ ごみ総排出量

(4) 最終処分量の推移

本市における過去5年間の最終処分量および最終処分率の推移は、表4-8及び図4-7に示すとおりです。

表4-8 最終処分量の推移

項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30
最終処分量	t	1,378	1,343	1,565	1,854	1,694
飛灰(クリーンセンター)	t	352	373	345	369	301
家庭系不燃ごみ	t	367	435	398	509	367
事業系不燃ごみ	t	659	535	822	976	1,026
最終処分率 ^{注5)}	%	9.7	9.6	11.2	13.3	12.2

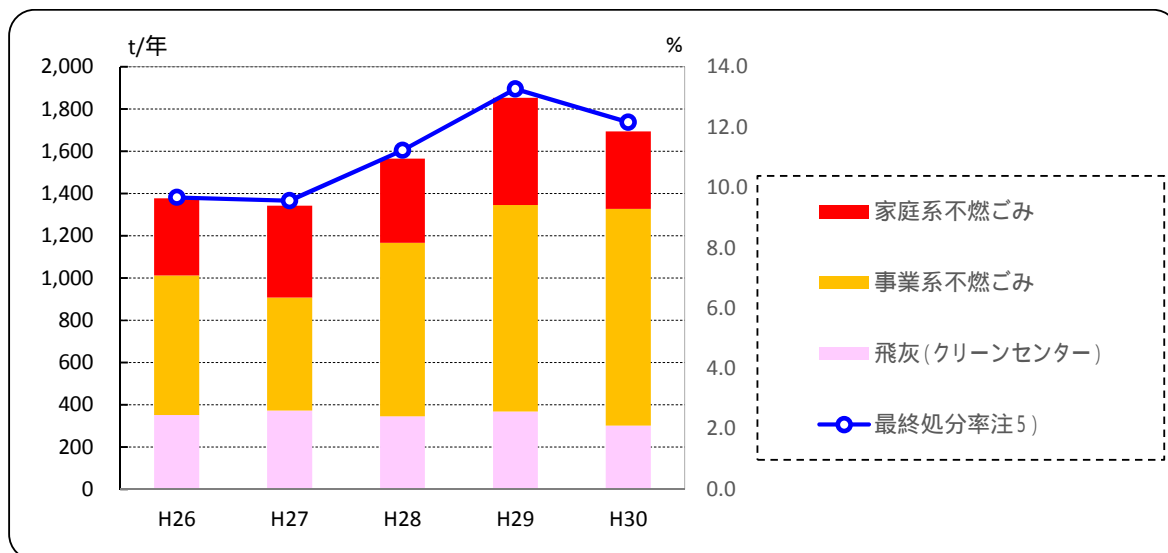


図4-7 最終処分率の推移

注5) 最終処分率 = 最終処分量 (不燃ごみ + 飛灰) ÷ ごみ総排出量

5. ごみ処理の評価

(1) ごみ処理の評価

本市のごみ処理の状況(平成29年度実績)を、表4-9に示す7つの項目について岐阜県の平均値(平成29年度実績)と比較し、指数により評価しました。

図4-8は、岐阜県平均を100とした時の本市の評価値の比率を表しており、100よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの七角形が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本市の評価値は、総ごみ量、1人1日あたり家庭系可燃ごみ排出量及び最終処分率が、100を下回り、低い評価となっていますが、その他の項目については100を上回っています。

なお、家庭系可燃ごみに可燃性粗大ごみ排出量が含まれているため、家庭系可燃ごみ搬出量が多くなり、家庭系不燃・粗大ごみの搬出量が少なくなっています。

最終処分率が特に高く、岐阜県平均より最終処分量が多いといえます。

表4-9 7つの評価項目及び評価値

項目	単位	瑞浪市	岐阜県	評価値
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	1,016	892	86.0 注6)
1人1日あたり家庭系可燃ごみ排出量	g/人・日	520	475	90.6 注6)
1人1日あたり家庭系不燃・粗大ごみ排出量	g/人・日	37	44	115.9 注6)
1人1日あたり生活系資源ごみ排出量	g/人・日	158	109	144.3 注7)
リサイクル率	%	20.1	18.6	107.9 注7)
最終処分率	%	13.3	7.6	25.4 注6)
1人あたりごみ処理費用	円/人	13,440	14,060	104.4 注6)

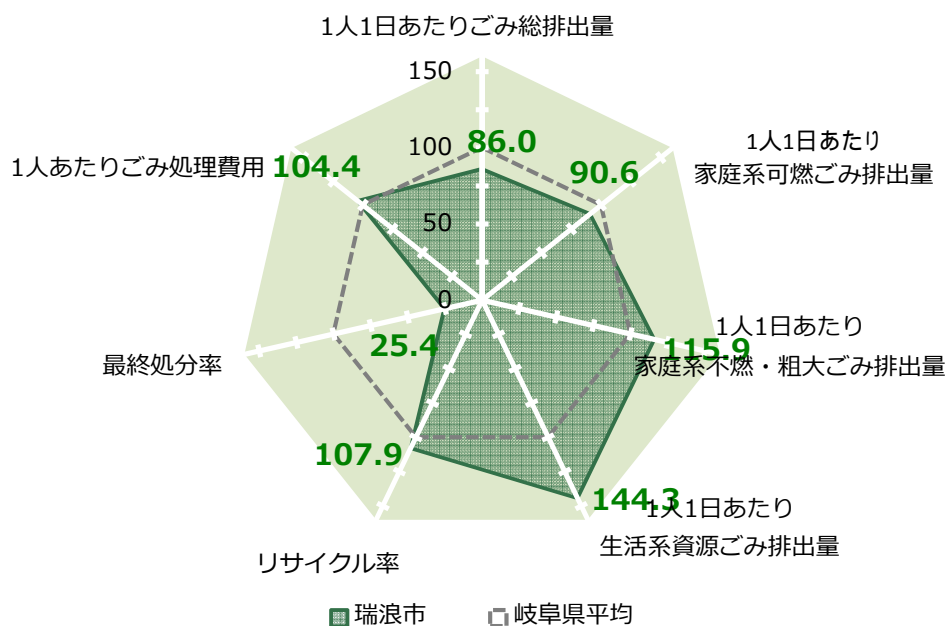


図4-8 本市のごみ処理の評価(岐阜県平均との比較)

(2) 住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示されているアンケート調査項目について、回答の総合得点により住民満足度指数を算出し評価を行いました。

【設問】

問1：ごみの収集（収集回数や分別区分など）について満足している。

問2：ごみの処理に関する情報の公開や提供に満足している。

問3：ごみの減量・再使用（くり返し使う）・再利用（リサイクル）に関する情報の公開や提供に満足している。

問4：ごみの減量・再使用（くり返し使う）・再利用（リサイクル）への取り組みに満足している。

問5：住んでいるまちの清潔さに満足している。

【集計方法】

(ア) 「そう思う」5点、「どちらかといえばそう思う」4点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「そう思わない」を1点として設問毎に平均得点を算出しました。

「わからない」及び無回答は有効回答数に加えません。（平均得点を算出する際の実効回答者数に加えない）平均得点が3.0点以上となれば、よく評価していると判断できます。

(イ) 設問毎に平均得点を算出します。（得点の合計÷有効回答者数）なお、それぞれの平均得点が住民満足度に関する補足指標となります。

(ウ) 設問毎の平均得点の平均値を算出し、住民満足度の総合評価とします。

(エ) 「わからない」及び「無回答」は回収数に対する割合を算出することにより、市民の認知度を測る指標として活用できます。

【集計結果】

アンケート調査の結果、5問の平均得点による総合評価は3.8点となり、平均3点を大幅に上回り良好な結果でした。

しかしながら、3Rの情報公開及び取り組みにおける「わからない」、「無回答」、「そう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」の総回答数に対する割合は、それぞれ41.0%、38.0%となっており認知度及び満足度が低くなっています。特に情報公開の認知度が低いことから、住民の皆様にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があると考えます。

表 4 - 10 住民満足度指標

図 4 - 9 住民満足度指標

アンケート結果が速報値のため、表と図は未掲載

(3) ごみ処理の現状と課題

本市におけるごみ処理の現状と課題は、以下に示すとおりです。

表 4 - 11 ごみ処理の現状と課題

項目	現状・課題
ごみ総排出量	1人1日あたりごみ総排出量が、岐阜県平均を上回っている。 また、家庭系可燃ごみも、岐阜県平均を上回っている。
	不燃ごみ・粗大ごみ排出量が、岐阜県平均値を下回っており、良好である。
	資源ごみの排出量が岐阜県平均より上回っており、リサイクル率も高く良好である。
	集団回収量が平成30年度は平成26年度と比較して35%以上減少している。
	最終処分量が多く、最終処分率は岐阜県平均を大きく上回っている。
アンケート	住民満足度は平均3を上回る3.8点であるものの、3Rの情報公開及び取り組みに対する認知度・満足度が低くなっています。
ごみ処理	資源ごみを処理をする施設は、クリーンセンターと不燃物最終処分場の2箇所であり不効率である。
	食品トレイは、クリーンセンターで収集し、不燃物最終処分場で処理し、処理物はクリーンセンターから搬出しており、大変不効率である。
	家庭ごみ便利帳では、剪定枝が可燃ごみとなっており、資源ごみであることが周知されていない。
	金属製品、家電製品が不燃ごみとなっており、資源ごみであると周知されていない。
	プラスチック容器包装は、ペットボトルと食品トレイしか資源ごみとして収集していない。
	クリーンセンターが平成14年に竣工して17年が経過しており、老朽化に不安がある。
	旧ごみ処理施設が、存置しており、ダイオキシン類などの環境面で心配がある。
	資源ごみの収集が月に1回しかなく、資源ごみ(特に古紙類)が可燃ごみとなっている可能性がある。 生ごみの堆肥化について平成28年度に堆肥化補助金制度を廃止した。

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本的方針

我が国においては、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月施行)に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、ごみの資源化(リサイクル)に比べ取り組みが遅れている3R「リデュース、リユース、リサイクル」のうち2R「ごみの発生抑制(リデュース) ものの再使用(リユース)」の取り組み強化、有用金属の回収、安心・安全の取り組み強化、3R国際協力の推進が新たに盛り込まれ、本市としても循環型社会の構築に向けた新たな取り組みの展開が求められています。

今後は、総合計画に示される「幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」を基本理念に掲げ、「ごみの排出抑制」「資源化の促進」「廃棄物の適正処理」の3つの基本方針により、18の施策を実施していきます。

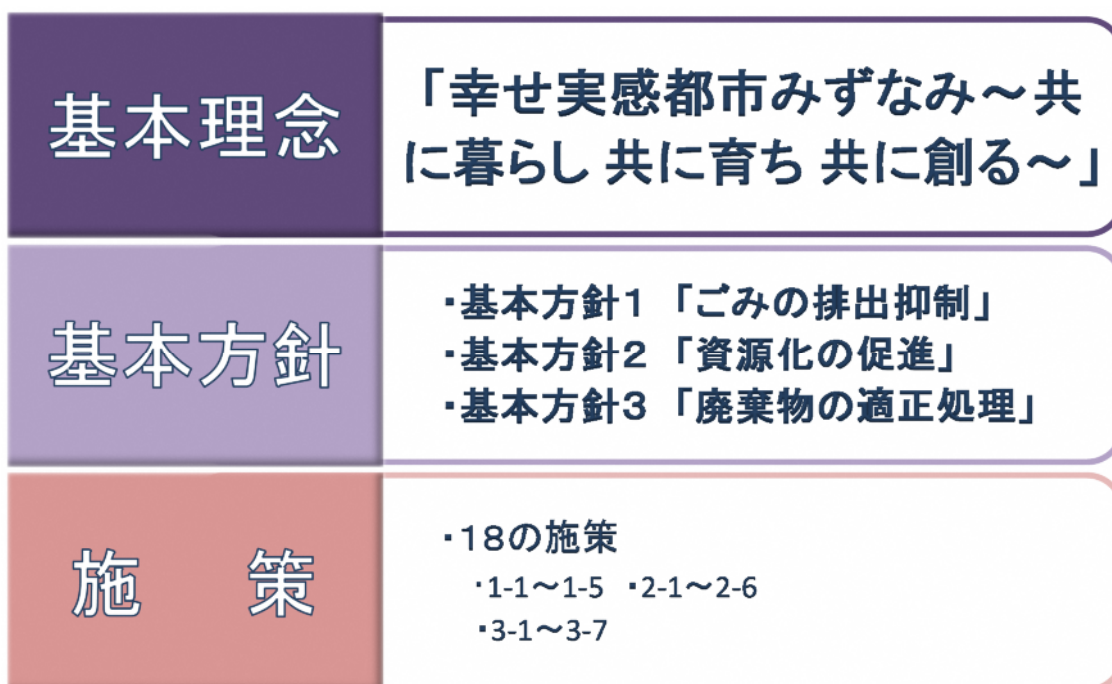


図5-1 施策の体系

2. 数値目標

令和 16 年度における数値目標は、「1 人 1 日あたりごみ総排出量」、「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」、「事業系のごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の 5 項目とします。

(1) 1 人 1 日あたりごみ総排出量

国の掲げる目標値では、『1 人 1 日あたりごみ総排出量を、2025 年度(令和 6 年度)に 850g/人・日にする。』とあります。

平成 30 年度における 1 人 1 日あたりごみ総排出量は 1,020g/人・日であり、将来のごみ量は増加していく予測ですが、排出抑制の施策を進めることにより、令和 6 年度の目標値を 1,002g/人・日(対 30 年度比 2%削減)、令和 11 年度の目標値を 964g/人・日(対 30 年度比 5%削減)、令和 16 年度の目標値を 914g/人・日(対 30 年度比 10%削減)とします。

1 人 1 日あたりごみ総排出量を、

令和 6 年度に 1,002 g/人・日

令和 11 年度に 964 g/人・日

令和 16 年度に 914 g/人・日 とします。

(2) 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量

国の掲げる 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量の目標値は、『2025 年度(令和 6 年度)に 440g/人・日』です。

本市の平成 30 年度における 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は 574g/人・日であり、将来のごみ量は増加していく予測ですが、排出抑制の施策を進めることにより、令和 6 年度の目標値を 510g/人・日(対 30 年度比 11%削減)、令和 11 年度の目標値を 474g/人・日(対 30 年度比 17%削減)、令和 16 年度の目標値を 429g/人・日(対 30 年度比 25%削減)とします。

1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量を、

令和 6 年度に 510 g/人・日

令和 11 年度に 474 g/人・日

令和 16 年度に 429 g/人・日 とします。

(3) 事業系のごみ排出量

国の掲げる事業系ごみ排出量の目標値は、『2025年度(令和6年度)に1,100万t』です。

本市の平成30年度における事業系ごみ排出量は4,276tです。事業系ごみについても排出抑制の施策を進めることにより、令和6年度の目標値を3,712t(対30年度比13%削減)、令和11年度の目標値を3,344t(対30年度比22%削減)、令和16年度の目標値を2,961t(対30年度比31%削減)とします。

事業系ごみ排出量を、

令和6年度に 3,712t

令和11年度に 3,344t

令和16年度に 2,961tとします。

(4) リサイクル率

国の掲げるリサイクル率の目標値は、『2025年度(令和6年度)に一般廃棄物の出口側の循環利用率を約28%にする。』ですが、本市の平成30年度におけるリサイクル率は19.4%です。

国の掲げる目標値を目指し、陶磁器のリサイクルを実施するなどして、令和6年度におけるリサイクル率の目標値を、26.4%、令和11年度の目標値を28.4%、令和16年度の目標値を30.7%とします。

リサイクル率を、

令和6年度に 26.4%

令和11年度に 28.4%

令和16年度に 30.7%とします。

(4) 最終処分量

国の掲げる目標値では、『一般廃棄物の最終処分量を、約 320 万 t。』とあります。

国の掲げる目標値を目指し、令和 6 年度の目標値は、平成 30 年度最終処分量 1,694t/年から、最終処分量 1,533t/年（平成 30 年度比 10%削減）とし、令和 11 年度の目標値は、1,344t/年（平成 30 年度比 21%削減）、令和 16 年度の目標値は、1,135t/年（平成 30 年度比 33%削減）とします。

最終処分量を、

令和 6 年度に 1,533 t /年

令和 11 年度に 1,344 t /年

令和 16 年度に 1,135 t /年 とします。

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

将来ごみ発生量の予測方法は、図5-2に示すとおりです。

将来ごみ量の予測は、人口の将来予測値及び過去5年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法です。

生活系ごみ及び集団回収量については、ごみ種別の発生原単位推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみ種別の発生原単位×年間日数で算出しました。

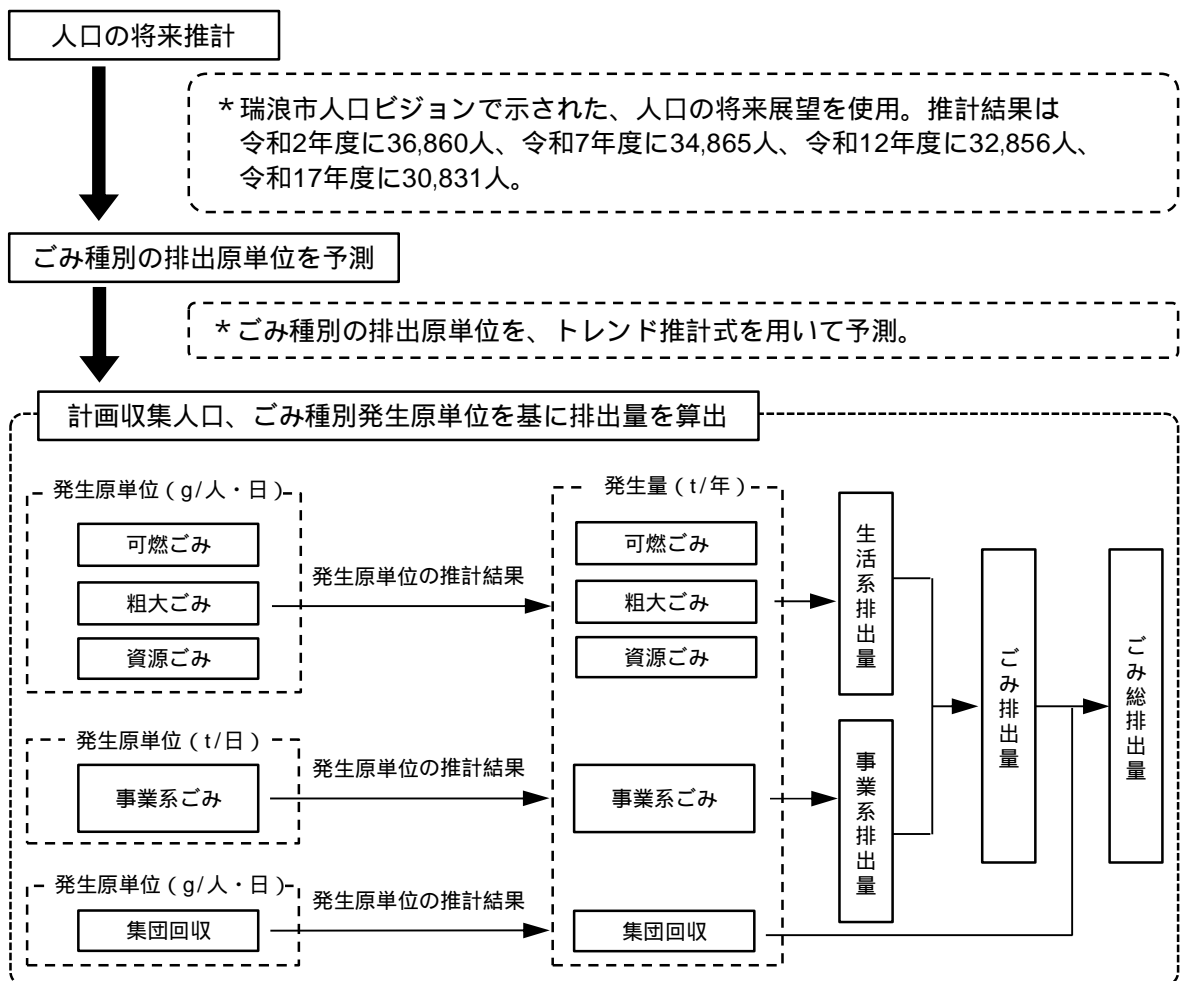


図5-2 将来ごみ量の予測フロー

(1) 人口の将来予測

本計画で使用する推計人口は、瑞浪市人口ビジョンに示された、人口の将来展望を使用します。

使用する将来人口は、以下に示すとおりです。

表 5 - 1 人口の将来予測

単位:人

項目	単位	実績					推計					
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人 口	t	39,022	38,785	38,231	37,717	37,440	37,150	36,860	36,461	36,062	35,663	35,264
項目	単位	推計										
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人 口	t	34,865	34,463	34,061	33,660	33,258	32,856	32,451	32,046	31,641	31,236	30,831

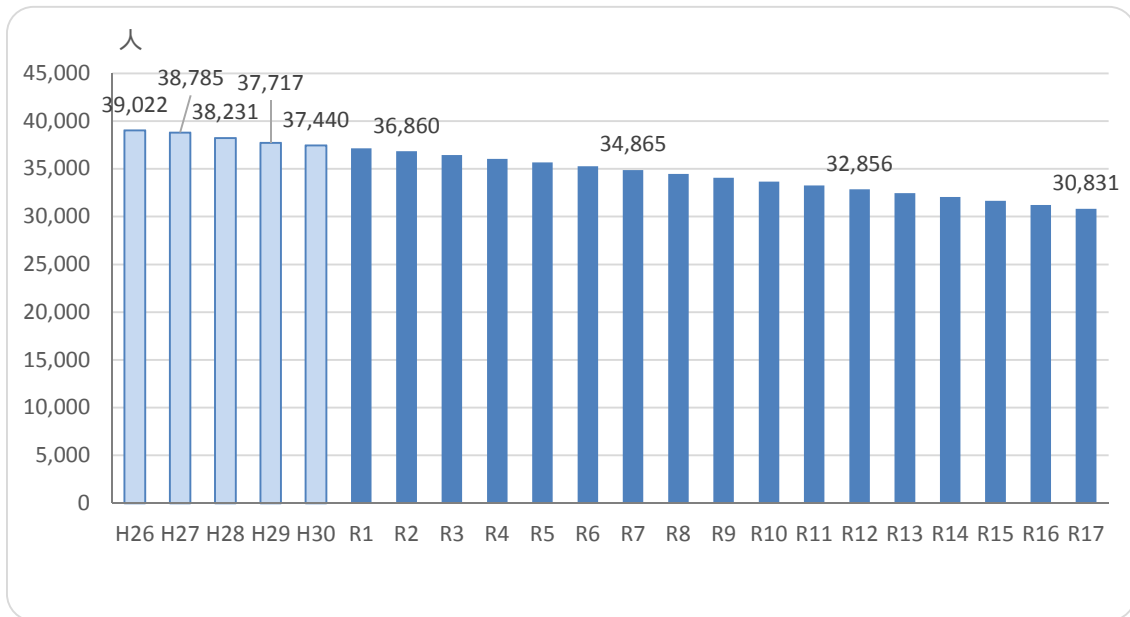


図 5 - 3 人口の将来予測

(2) ごみ総排出量の将来予測

ごみ総排出量及び 1 人 1 日あたりごみ総排出量の将来予測は、表 5 - 2 及び図 5 - 4 に示すとおりです。

表 5 - 2 ごみ総排出量と 1 人 1 日あたり総排出量の将来予測

項目	単位	実績					予測			
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R6	R11	R16
人口 (年度末人口)	人	39,022	38,785	38,231	37,717	37,440	37,150	35,264	33,258	31,236
ごみ総排出量	t	14,255	14,047	13,934	13,982	13,936	14,137	12,892	11,704	10,417
可燃ごみ	t	7,308	7,416	7,288	7,155	7,194	7,143	5,911	5,181	4,396
不燃ごみ	t	367	435	398	509	367	493	394	331	267
資源ごみ	t	1,397	1,396	1,364	1,449	1,394	1,444	2,067	2,086	2,078
有害ごみ	t	13	11	13	11	13	13	12	11	11
集団回収量	t	1,070	980	867	711	692	841	796	751	705
事業系(可燃、不燃ごみ)	t	4,101	3,810	4,004	4,147	4,276	4,203	3,712	3,344	2,961
1人1日あたりごみ総排出量(対策前)	g/人・日	1,001	990	999	1,016	1,020	1,040	1,044	1,050	1,056
1人1日あたりごみ総排出量(対策後)	g/人・日	-	-	-	-	-	1,040	1,002	964	914
平成30年度比	%	-	-	-	-	-	102	98	95	90
1人1日あたり家庭系ごみ排出量(対策前)	g/人・日	557	568	565	574	574	582	582	581	580
1人1日あたり家庭系ごみ排出量(対策後)	g/人・日	-	-	-	-	-	582	510	474	429

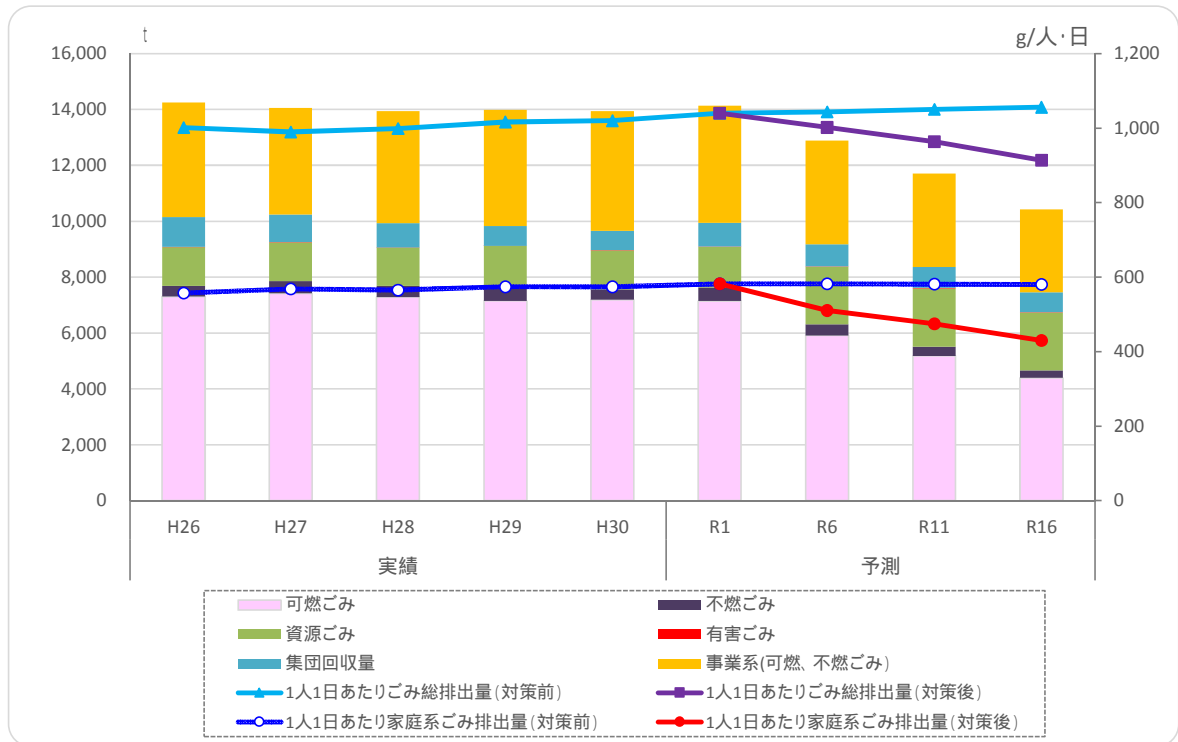


図 5 - 4 ごみ総排出量と 1 人 1 日あたり総排出量の将来予測

(3) リサイクル率の将来予測

リサイクル率の将来予測は、表5-3及び図5-5に示すとおりです。

なお、リサイクル率は、民間回収ルートで資源化された量は予測値に含みません。

表5-3 リサイクル率の将来予測

項目	単位	実績					予測			
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R6	R11	R16
ごみ総排出量	t	14,255	14,047	13,934	13,982	13,936	14,137	12,892	11,704	10,417
総資源化量	t	3,121	3,099	2,864	2,809	2,701	2,927	3,410	3,322	3,202
資源ごみ量(収集)	t	1,267	1,262	1,206	1,298	1,252	1,293	1,728	1,670	1,585
資源ごみ量(直搬)		130	134	158	151	142	152	339	416	493
有害ごみ	t	13	11	13	11	13	13	12	11	11
スラグ、メタル	t	642	712	620	638	602	628	339	416	493
集団回収	t	1,070	980	867	711	692	841	796	751	705
リサイクル率(対策前)	%	21.9	22.1	20.6	20.1	19.4	20.7	21.0	21.3	21.5
リサイクル率(対策後)	%	-	-	-	-	-	20.7	26.4	28.4	30.7

：リサイクル率の予測値に民間回収ルートにおける資源化量を含みません。

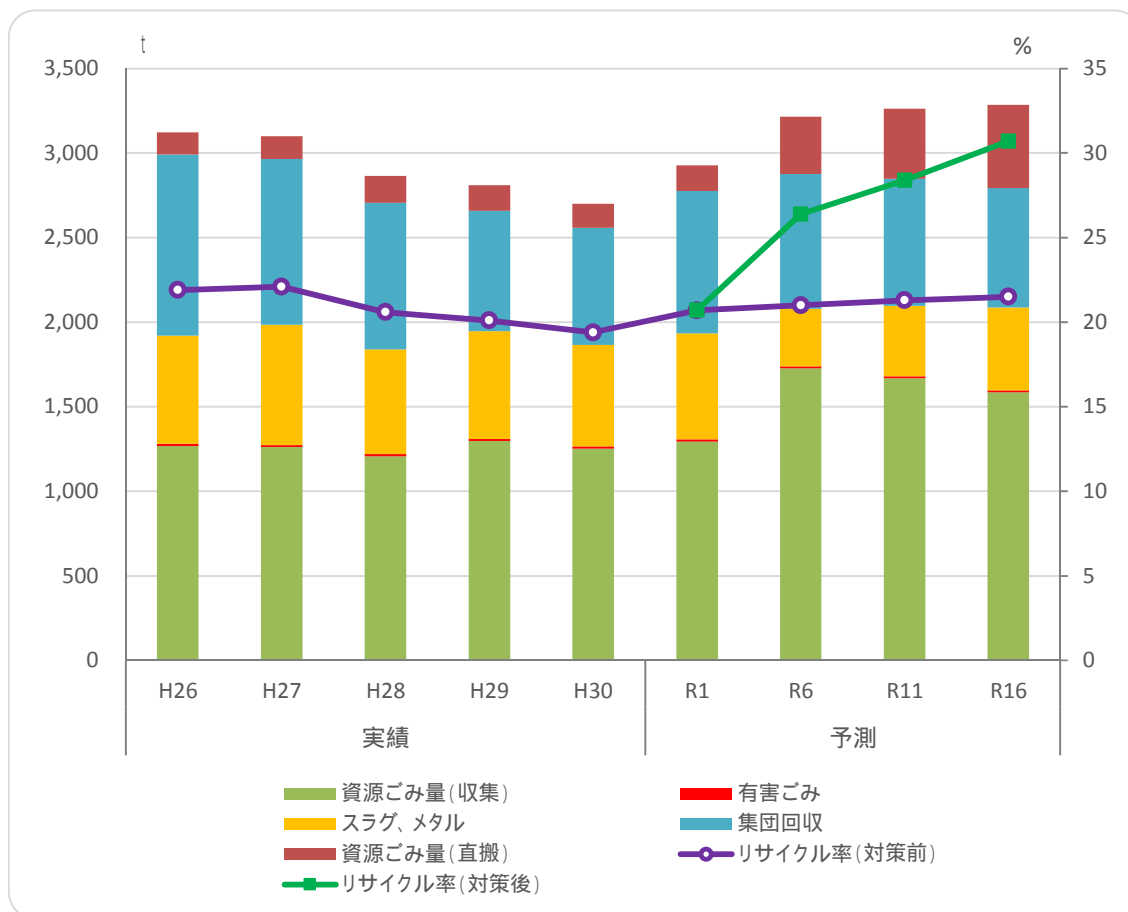


図5-5 リサイクル率の将来予測

(4) 最終処分量の将来予測

最終処分量の将来予測は、表5-4及び図5-6に示すとおりです。

表5-6 最終処分量の将来予測

項目	単位	実績					予測			
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R6	R11	R16
ごみ総排出量	t	14,255	14,047	13,934	13,982	13,936	14,137	12,892	11,704	10,417
最終処分量	t	1,378	1,343	1,565	1,854	1,694	1,864	1,533	1,344	1,135
飛灰(クリーンセンター)	t	352	373	345	369	301	343	291	258	223
家庭系不燃ごみ	t	367	435	398	509	367	493	394	331	267
事業系不燃ごみ	t	659	535	822	976	1,026	1,029	848	755	645
最終処分量(対策前)	t	1,378	1,343	1,565	1,854	1,694	1,864	1,828	1,785	1,739
最終処分量(対策後)	t	-	-	-	-	-	1,864	1,533	1,344	1,135
最終処分率(対策前)	%	9.7	9.6	11.2	13.3	12.2	13.2	13.6	14.0	14.4
最終処分率(対策後)	%	-	-	-	-	-	13.2	11.9	11.5	10.9
平成30年度比	%	81	79	92	109	100	110	90	79	67

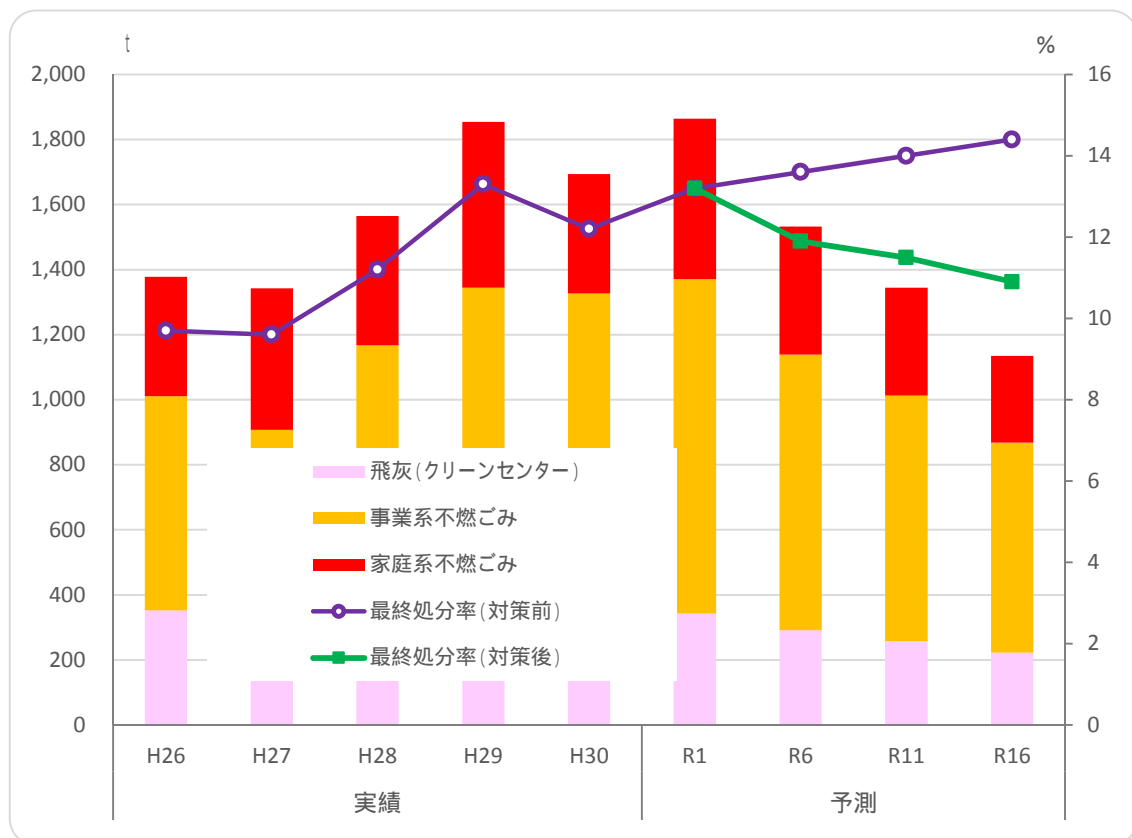


図5-6 最終処分量の将来予測

4. ごみ処理に関する基本的事項

(1) 分別区分

本市における令和16年度の家ごみの分別区分は、表5-7に示すとおりです。

表5-7 瑞浪市の分別区分(令和16年度)

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		台所のごみ(食品くず、残飯など)、プラスチックビニール製品、履き物・ゴム・皮革製品、剪定枝・葉・草、その他資源にならない衣類など(下着、くつ下、汚れた衣類など)など
不燃ごみ		金属製品、陶器(資源ごみ以外)・ガラス類、家電製品、ライター、その他収集シールを貼って出すもの(スーツケース、ゴルフバックスキー板など)など
可燃性粗大ごみ		タンス、本棚、ソファ、こたつ(外枠)ベッド(木製)、スプリングマットレス、テーブル、学習机、いす(木製)、ふとんなど
不燃性粗大ごみ		パイプベッド、マッサージチェア、物干し台、さお、ピアノ、エレクトーン、一輪車(荷物運搬用)、脚立など
資源ごみ	缶類	アルミ缶、スチール缶
	ペットボトル	ペットボトル(飲料、酒類、調味料の容器など)
	食品トレイ	食品トレイ(無地で白色のみ)
	プラ容器包装	カップ麺の容器、玉子パック、レジ袋、シャンプーの容器、発泡スチロールなどプラスチック製容器包装マークの付いたもの
	ガラスびん	無色透明、茶色、その他の色、リターナブルびん
	陶磁器	茶碗、湯飲み、皿類、急須など
	食用缶	菓子缶、缶詰、粉ミルクの缶、ペットフードの缶など
	古紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等、その他の紙(雑紙)
	古着類	衣類(普段身に着けている衣類、セーター、着物、帯など)、シーツ、タオルケット、毛布
	自転車・電動自転車、ストーブ・ファンヒーター	自転車・電動自転車(こわれた自転車も出すことができる)、ストーブ・ファンヒーター(灯油、缶電池は抜いて出す)
	廃食用油	廃食用油(植物性油のみ) ペットボトルに入れて出す
小型家電	通信機械器具(電話機など)、パソコン、ラジオ、映像用機械器具(カメラ、ビデオデッキなど)、その他の電子機器(ワープロ、プリンターなど)、電気機械器具(ミシン、ドライヤーなど)など	
有害ごみ		蛍光管、電球、電池、スプレー缶類(令和元年度からスプレー缶の穴開けが不要になりました。)

(2) 目標年次のごみ処理フロー

目標年次である令和16年度のごみ処理フローは、図5-7に示すとおりです。

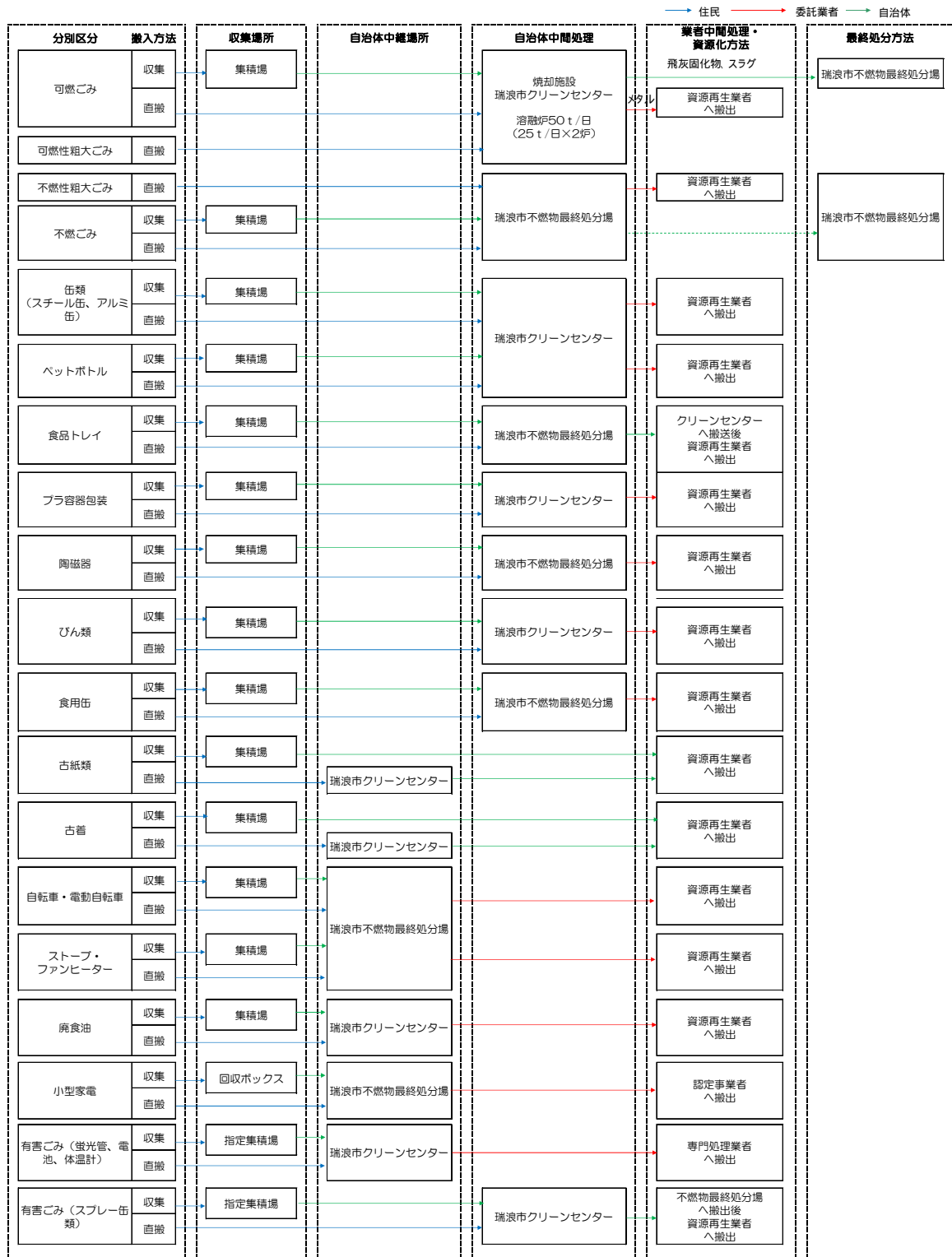


図5-7 目標年次(令和16年度)のごみ処理フロー

(3) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における市民と直接関わる場所であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

市民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へより効率的な運搬ができるよう努めます。

収集形態・収集回数

令和 16 年度における家庭系ごみの収集は、表 5 - 8 に示すとおりです。

なお、事業系ごみについては、現状と同様に自己搬入または許可業者による随時収集とします。

収集・運搬体制

収集運搬体制は、現状の体制の維持を予定し、今後も直営による収集運搬と委託業者による収集運搬の併用で実施する予定です。

表 5 - 8 収集・運搬体制（令和 16 年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
可燃ごみ		委託	集積場	週 2 回	指定ごみ袋	有料
			直接搬入	クリーンセンター開放日	-	有料
不燃ごみ		直営	集積場	月 1 回	指定ごみ袋 指定シール	有料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	有料
可燃性粗大ごみ		委託	戸別収集	電話受付 8:30~17:00	-	有料
			直接搬入	クリーンセンター開放日	-	有料
不燃性粗大ごみ		委託	戸別収集	電話受付 8:30~17:00	-	有料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	有料
資	缶類 (アルミ、 スチール)	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
源	ペットボト ル	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	食品トレイ	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
ご	ガラスびん (透明、茶、 その他)	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
み	食用缶	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	古紙類	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	古着類	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
資 源 ご み	プラ容器包装	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	陶磁器	直営	集積場	月1回	-	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	
	自転車・ 電動自転車	直営	集積場	月1回	-	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	
	ストーブ・ ファンヒーター	直営	集積場	月1回	-	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	
	廃食油	直営	集積場	月1回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	小型家電	直営	回収 BOX	設置施設開放日	-	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	-	
有 害 ご み	蛍光灯、 乾電池	直営	拠点 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	水銀体温計	直営	拠点 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	電池	直営	拠点 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	スプレー缶	直営	拠点 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			

(4) 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、以下に示すものを排出禁止物とします。

項目	内容
爆発・引火性のあるごみ	プロパンガスなどのガスボンベ類、ガソリン、灯油、シンナー、ペンキなどの油類など
毒性・危険性のあるごみ	農薬、殺虫剤などの薬品類、特殊薬品の容器、注射器など
処理が困難なごみ	自動車やバイクの部品、タイヤ、バッテリー、ホイール、バイク本体、農機具（草刈機、チェーンソーなど）消火器など
その他のごみ	耐火金庫、石、粘土、粉状のもの、建物の解体に伴って搬出されたもの（瓦、断熱材、スレート、アスベスト含有材、コンクリートやタイヤなど）
事業活動に伴って出るごみ	事業活動（事務所・商店・飲食店・工場など）に伴うごみ

(5) 中間処理の計画

目標年次である令和16年度における中間処理の方法は、以下に示すとおりです。

可燃ごみ

可燃ごみは、瑞浪市クリーンセンターで焼却処理します。

瑞浪市クリーンセンターについては、稼働開始後17年経過していることから施設整備計画を策定し施設を改修します。

不燃ごみ

収集もしくは市民により瑞浪市不燃物最終処分場に持ち込まれた不燃ごみは、有価物は民間再生業者へ搬出し、それ以外は埋立処分を行います。

粗大ごみ

収集もしくは市民により瑞浪市クリーンセンターに持ち込まれた可燃性粗大ごみは、焼却処理を行い、瑞浪市不燃物最終処分場に持ち込まれた不燃性粗大ごみは有価物と不燃物に分類し、それぞれ処理・処分を行います。

缶類（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市クリーンセンターに持ち込まれた缶類は、圧縮処理後に資源再生業者に引き渡します。

びん類（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市クリーンセンターに持ち込まれたびん類は、資源再

生業者に引き渡します。

ペットボトル（資源ごみ）

収集もしくは瑞浪市クリーンセンターに持ち込まれたペットボトルは、圧縮梱包後、資源再生業者に引き渡します。

食品トレイ（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市不燃物最終処分場に持ち込まれた食品トレイは、圧縮成型後、資源再生業者に引き渡します

食用缶（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市不燃物最終処分場に持ち込まれた食用缶は、資源再生業者に引き渡します。

古紙類（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市クリーンセンターに持ち込まれた古紙類は、資源再生業者に引き渡します。

古着類（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市クリーンセンターに持ち込まれた古着類は、資源再生業者に引き渡します。

プラ容器包装（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市クリーンセンターに持ち込まれたプラ容器包装は、資源再生業者に引き渡します。

陶磁器（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市不燃物最終処分場に持ち込まれた陶磁器は、資源再生業者に引き渡します。

自転車・電動自転車（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市不燃物最終処分場に持ち込まれた自転車・電動自転車は、資源再生業者に引き渡します。

ストーブ・ファンヒーター（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市不燃物最終処分場に持ち込まれたストーブ・ファンヒーターは、資源再生業者に引き渡します。

廃食油（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市クリーンセンターに持ち込まれた廃食油は、資源再

生業者に引き渡します。

小型家電（資源ごみ）

収集もしくは市民により瑞浪市不燃物最終処分場に持ち込まれた小型家電は、資源再生業者に引き渡します。

有害ごみ

収集もしくは市民により瑞浪市クリーンセンターに持ち込まれた有害ごみは、専門の処理業者で処理・処分を行います。

（ 6 ）最終処分計画

可燃ごみを焼却した焼却灰及び不燃物は、瑞浪市不燃物最終処分場にて処分します。

また、瑞浪市不燃物最終処分場の残余容量は約 39,000 m³、残余年数は約 36 年となっています。（平成 29 年度末時点）」を加える。

5. 目標達成のための施策

(1) 施策と取組内容

前述した目標を達成するために実施する 19 の施策・取組内容は、以下に示すとおりです。

表 5 - 9 (1) 施策一覧

施策・取組内容		
基本方針 1 ごみの排出抑制		
施策	ごみ処理手数料の見直しを実施	平成 19 年度の改定以来、ごみ処理手数料の見直しを行っていないため、一般的に手数料を見直します。特に事業系のごみ処理手数料の見直しを行います。
	環境出前講座（ごみの分け方・出し方）の実施。	事業者、自治会、老人クラブ等の団体に対して、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高揚を図るため、各団体の要望に応じた講座（説明会）を行います。
	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの推進	広報誌、ホームページなどによりマイバッグ、マイボトル、マイ箸などの持参について推進します。
	フリーマーケットの開催支援	フリーマーケットの開催支援など、ごみにしない再使用の取り組みを進めます。
	小学生を対象としたごみ出しルール等の啓発（施設見学を通じて）	クリーンセンター及び不燃物最終処分場における施設見学を通して、正しいごみ・資源分別の啓発を行います。

表 5 - 9 (2) 施策一覧

施策・取組内容		
基本方針 2 資源化の促進		
施策	資源集団回収の促進	PTA などの団体による集団資源回収を奨励するため、現在、kg あたり 4.5 円交付している瑞浪市集団回収奨励金について見直しを検討します。
	プラスチック容器包装の分別収集の促進	現在、プラスチック容器包装については、食品トレイとペットボトルを分別回収していますが、その他プラ容器包装の分別回収の検討をします。
	不燃ごみ（陶磁器くず）の資源化の検討	現在、陶磁器くずは不燃ごみとして収集し、最終処分場にて埋立処理をしていますが、再生利用する業者を検索し、資源ごみとして収集することを検討します。
	資源ごみリサイクル率の向上	資源ごみの分別について、まだ分別意識が浸透しておらず、可燃ごみの中に資源ごみが多く混入しています。このため、資源ごみの分別について周知徹底を行います。
	使用済小型家電回収品目の拡充	現在、通信機械器具、パソコン、ラジオ受信機、映像用機械器具、音響機械器具、その他の電子機器、電気機械器具などの品目を使用済小型家電として回収していますが、それ以外の品目についても回収できるように検討します。
	樹木の剪定枝等の堆肥化による還元・利用	現在、樹木の剪定枝等は有料で可燃ごみとして収集して堆肥化しています。 引き続き、堆肥化による還元・利用を行います。

表 5 - 9 (3) 施策一覧

施策・取組内容		
基本方針 3 廃棄物の適正処理		
施策	ごみ処理施設の適切な運営	クリーンセンターから排出されるガスなどについて環境基準を遵守します。 エネルギーを効率的に利用し、適切に運転管理します。
	ごみ処理施設の長寿命化	クリーンセンターを延命化し、使用を継続します。また、環境教育の場としても提供します。
	廃棄物減量等推進審議会の継続	廃棄物減量等推進審議会を、今後も年 2 回開催し、ごみの減量化・資源化を推進しています。
	環境月間における環境美化運動の実施	環境月間に実施している地域での環境美化運動を継続して実施します。
	野焼きに対する指導	野焼きについて、違法行為であることを広報するとともに、苦情があるところには、継続して指導を行います。
	不法投棄防止のパトロールの実施・監視の強化	環境パトロールを実施することにより、不法投棄がされやすい場所については啓発看板の設置や監視カメラの設置など、対策を検討します。また、ゴミステーションについてもパトロールをし、特に地区外からの排出やルールが守られないところに関しては監視カメラの貸し出しを検討します。
	ポイ捨て、不法投棄防止の啓発	各自治会に、ポイ捨て、不法投棄禁止の看板を配布し、設置します。 広報誌、ホームページなどによりポイ捨て、不法投棄防止について啓発します。

(2) 施策のスケジュール

施策のスケジュールは、表5-10に示すとおりです。

表5-10(1) 施策のスケジュール

No.	取り組み	年度														
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1-1	ごみ処理手数料の見直しを実施	継続				評価 (第一次目標年次)	見直し	実施			評価 (第二次目標年次)	見直し	実施			評価 (目標年次)
1-2	環境出前講座の実施	継続					見直し	実施				見直し	実施			
1-3	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの推進	継続					見直し	実施				見直し	実施			
1-4	フリーマーケットの開催支援	継続					見直し	実施				見直し	実施			
1-5	小学生を対象とした環境保全の啓発	継続					見直し	実施				見直し	実施			

表5-10(2) 施策のスケジュール

No.	取り組み	年度														
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
2-1	資源集団回収の促進	検討	実施			評価 (第一次目標年次)	見直し	実施			評価 (第二次目標年次)	見直し	実施			評価 (目標年次)
2-2	プラスチック容器包装の分別収集の促進	検討	検討	実施			見直し	実施				見直し	実施			
2-3	不燃ごみ(陶磁器くず)の資源化の検討	検討	検討	実施			見直し	実施				見直し	実施			
2-4	資源ごみリサイクル率の向上	継続					見直し	実施				見直し	実施			
2-5	使用済小型家電回収品目の拡充	検討	検討	検討	実施		見直し	実施				見直し	実施			
2-6	樹木の剪定枝等の堆肥化による還元・利用	検討	検討	検討	実施		見直し	実施				見直し	実施			

表 5 - 10(3) 施策のスケジュール

No.	取り組み	年度														
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
3-1	ごみ処理施設の適切な運営	継続				評価 (第一次目標年次)	見直し	実施			評価 (第二次目標年次)	見直し	実施			評価 (目標年次)
3-2	ごみ処理施設の長寿命化	継続					見直し	実施				見直し	実施			
3-3	廃棄物減量等推進審議会の継続	継続					見直し	実施				見直し	実施			
3-4	環境月間における環境美化運動の実施	継続					見直し	実施				見直し	実施			
3-5	野焼きに対する指導	継続					見直し	実施				見直し	実施			
3-6	不法投棄防止のパトロールの実施・監視の強化	継続					見直し	実施				見直し	実施			
3-7	ポイ捨て、不法投棄防止の啓発	継続					見直し	実施				見直し	実施			

6. ごみ処理施設の整備に関する事項

焼却施設については、稼働開始後 17 年経過していることから老朽化が懸念されます。当面は現施設（瑞浪市クリーンセンター）の施設整備計画に沿って施設を改修します。

今後は、さらに広域での処理と市単独での施設の建て替えについても合わせて検討します。

資源ごみを処理するリサイクルセンターについては、現在、瑞浪市クリーンセンターと瑞浪市不燃物最終処分場の一部で処理していることから、瑞浪市リサイクルプラザの建設についても検討します。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

市における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会の積極的活用を推進します。

(2) 災害対策

震災時及び水害時に発生する災害廃棄物の処理は、防災的観点から「震災廃棄物対策指針」(平成 26 年 3 月)及び「水害廃棄物対策指針」(平成 17 年 6 月)に基づき、「災害廃棄物処理計画」を作成し、実施します。

(3) 不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出適正処理に向けた啓発を推進します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄防止に向けた活動や指導をさらに推進します。

第6章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理（下水道、農業集落排水等）及び個別処理（浄化槽等）があります。

本市の下水道は、岐阜県内で3番目となる昭和37年に事業に着手し、土岐川及び小里川流域の比較的平坦な人口密集地を中心に事業を進めてきました。平成30年度の整備済面積は1,078haとなり事業は概成に近付いています。

農業集落排水は、平成10年に月吉地区、平成14年に日吉南部地区、平成17年に大湫地区を供用開始しました。しかし、人口減少等の要因により計画処理人口に対して実際の処理人口は低い割合にとどまり、厳しい経営状況となっています。このことから、下水道区域に比較的近い距離にある、月吉地区及び日吉南部地区の下水道への統合を進めています。

合併処理浄化槽の設置については、平成9年6月に国が単独処理浄化槽の廃止対策の推進を都道府県に通知したことを受け、以降、新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。既設の単独処理浄化槽については、平成13年4月の浄化槽法改正後においても浄化槽法上の浄化槽とみなすものとされていますが、既設の単独処理浄化槽を使用するものは、原則として合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更に努めなければならないこととされています。本市においては、下水道及び農業集落排水区域外での合併処理浄化槽の設置を、国の補助基準額に上乗せ補助して積極的に推進してきました。

本市のし尿の収集・運搬については本市が委託した業者が、浄化槽の清掃は本市が許可した業者が行っています。し尿・浄化槽汚泥の処理は、昭和56年4月から日吉町北部にある衛生センターで処理していましたが、老朽化が進んだため、平成30年4月から下沖町地内の下水処理場を有効活用して共同処理を開始しました。

(2) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表6-1に示すとおりです。

表6-1 生活排水の処理主体

区域	処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
集合処理	公共下水道	し尿・生活雑排水	瑞浪市
	農業集落排水	し尿・生活雑排水	瑞浪市
個別処理	合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人など
	単独処理浄化槽	し尿	個人など
	共同処理施設	し尿・浄化槽汚泥	瑞浪市(下水道事業)

本市のし尿処理は、下水事業において浄化センターで共同処理しています。

(3) 生活排水処理区域の概要

本市における生活排水処理区域の概要は、図6-1に示すとおりです。

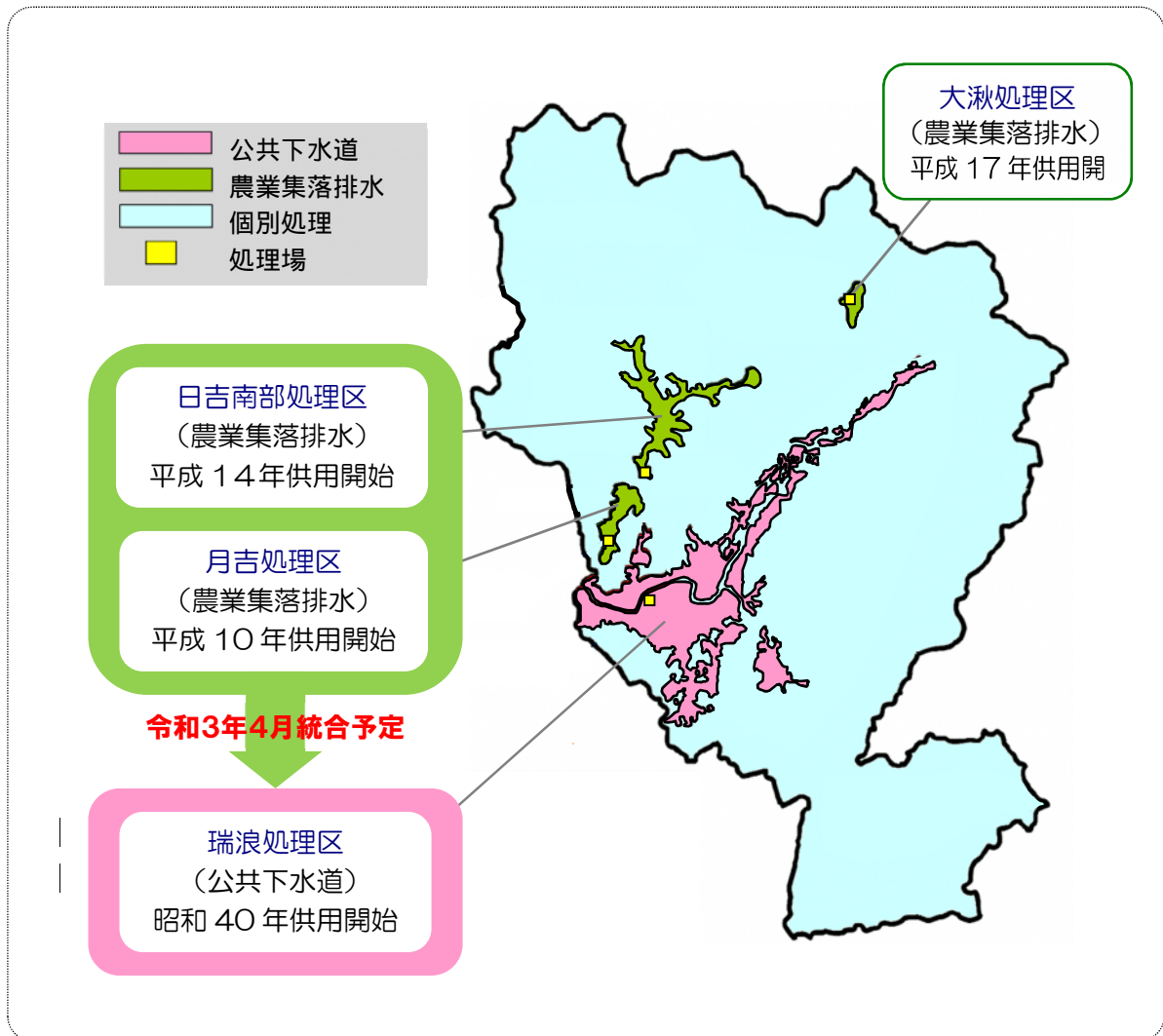


図6-1 生活排水処理区域の概要

注) 以下文中で、公共下水道を「下水道」、農業集落排水を「農集」、と略す場合があります。

(4) 生活排水処理体系の現状

本市における生活排水の処理フローは、図6-2に示すとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合せて処理している施設は、集合処理型の公共下水道と農業集落排水、個別処理型の合併処理浄化槽です。

これらの施設で処理している人口は、平成30年度で82.7%となっており、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

農業集落排水、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生した浄化槽汚泥とくみ取り便槽のし尿は、下水道処理場の「瑞浪市浄化センター」で下水道汚泥と混合して共同処理されます。処理後の脱水汚泥は、民間委託により肥料等に100%再利用しています。

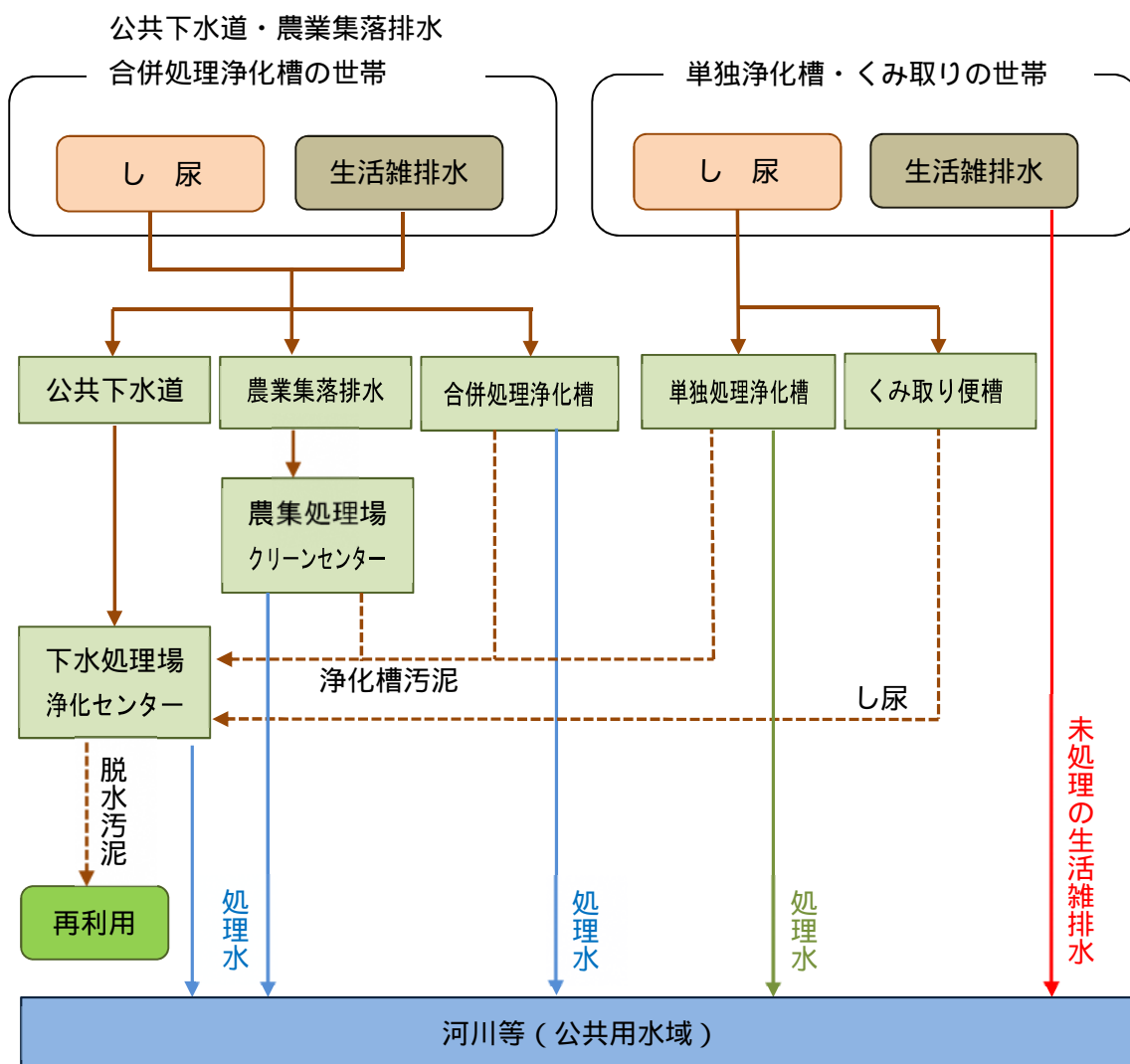


図6-2 生活排水処理の流れ

(5) 生活排水処理形態別人口の推移

本市における過去 5 年間の生活排水処理形態別人口の推移は、表 6 - 2 及び図 6 - 3 に示すとおりです。

平成 30 年度における生活排水処理率は 82.7%です。

表 6 - 2 生活排水処理形態別人口の推移

区 分	単 位	実 績				
		H26	H27	H28	H29	H30
計画処理区域内人口	人	39,022	38,785	38,231	37,717	37,440
水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,765	30,398	31,157	30,992	30,952
公共下水道人口	人	24,726	24,389	25,286	25,104	25,151
農業集落排水人口	人	1,534	1,506	1,496	1,492	1,456
合併処理浄化槽人口	人	4,505	4,503	4,375	4,396	4,345
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	2,602	2,537	2,482	2,427	2,344
単独処理浄化槽人口	人	2,602	2,537	2,482	2,427	2,344
非水洗化人口	人	5,655	5,850	4,592	4,298	4,144
し尿人口(くみ取り)	人	5,655	5,850	4,592	4,298	4,144
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
世 帯 数	戸	14,940	15,101	14,985	15,018	15,228
1世帯当たりの人数	人/戸	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
生活排水処理率 ^{注)}	%	78.8	78.4	81.5	82.2	82.7

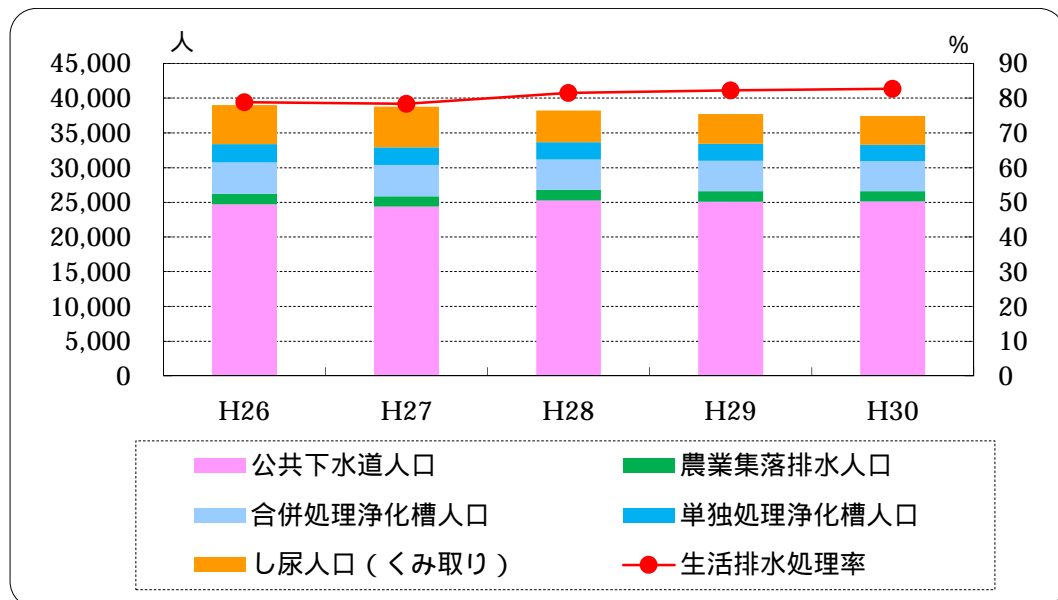


図 6 - 3 生活排水処理形態別人口の推移

注) 生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

(6) し尿及び汚泥の排出状況

本市における過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥排出量及び浄化槽設置基数の推移は、表6-3及び図6-4に示すとおりです。

表6-3 し尿及び浄化槽汚泥排出量及び浄化槽設置基数の推移

区 分		単 位	実 績				
			H26	H27	H28	H29	H30
発 生 量	し 尿	kL/年	3,689	3,492	3,392	3,225	3,011
	浄化槽汚泥	kL/年	8,661	8,840	9,062	8,811	9,207
	合 計	kL/年	12,350	12,332	12,454	12,036	12,218
	1日平均排出量	kL/日	33.8	33.7	34.1	33.0	33.5

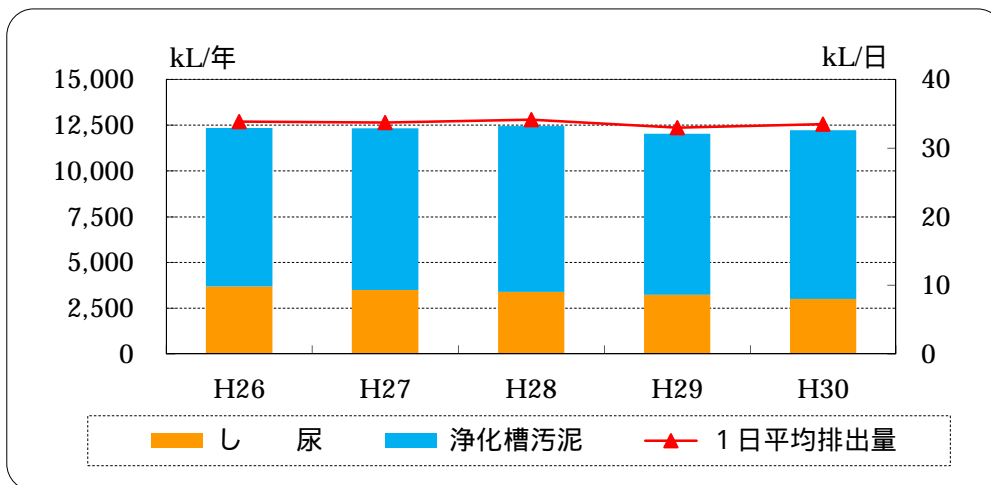


図6-4 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

(7) 収集・運搬の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法などは、表6-4に示すとおりです。

表6-4 収集運搬方法など

区 分	収集運搬	業者数	収集回数	収集方法
し 尿	委託業者	1社	月1回	バキューム式衛生車による個別収集
浄化槽汚泥	許可業者	2社	年1回以上	バキューム式衛生車による個別収集
農業集落排水汚泥	委託業者	1社	随時	大型バキューム式衛生車による個別収集

出典：瑞浪市

(8) 生活排水処理施設の現状

下水道

本市における下水道計画の概要及び下水道施設の概要は、表 6 - 5 及び表 6 - 6 のとおりです。また、雨水管路を除く下水道管路延長の推移は、図 6 - 5 に示すとおりです。

なお、農業集落排水の月吉地区及び日吉南部地区の下水道への統合は、本下水道計画に位置付けられています。

本市は、日本三大湾の一つである閉鎖性水域の伊勢湾流域圏に属するため、汚水の高度処理による汚濁負荷の総量削減計画を積極的に推進してきました。瑞浪市浄化センターの標準法による水処理施設を高度処理法へ改築を進め、平成 25 年に高度処理率 100% を達成しています。

表 6 - 5 下水道計画の概要

事業主体		瑞浪市	
下水道種別		公共下水道	
処理区名		瑞浪処理区	
事業着手		昭和37年10月 6日	
供用開始		昭和40年 1月 1日	
都市計画決定日	最終	平成30年 4月27日	
下水道法協議終了	最終	平成30年10月 1日	
都市計画法認可	最終	平成30年11月 9日	
		全体計画	事業計画
計画目標年		令和7年度	令和6年度
処理区域面積 (h a)		1,200	1,146
計画人口 (水洗化考慮) (人)		26,531	24,561
計画生活污水量 (L / 人 ・ 日平均)		250	249
計画工場汚水量 (m ³ / 日平均)		1,030	1,030
計画汚水量 (m ³ / 日)		日平均	11,510
		日最大	13,631
		時間最大	19,968
		19,968	18,516

出典) 瑞浪市

表 6 - 6 下水道施設の概要

下水処理場	名 称	瑞浪市浄化センター
	所在地	下沖町2-1
	敷地面積	15,900㎡
	処理能力	14,000㎥/日
	処理方式	凝集剤添加担体投入嫌気無酸素好気法
	放流先河川	土岐川
管路	総延長	213,146m
	中継ポンプ場	益見・小田・土岐

窒素、リンの除去効率の高い高度処理法

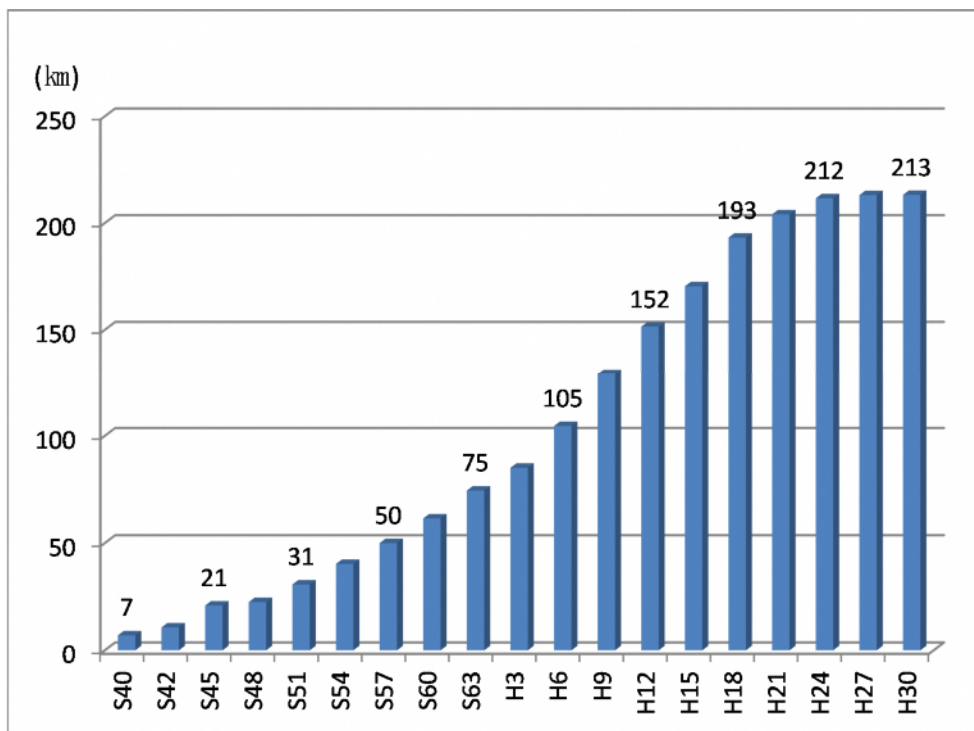


図 6 - 5 下水道管路延長の推移

農業集落排水

本市の農業集落排水は、月吉地区、日吉南部地区及び大湫地区の3地区で、それぞれに処理施設を有しています。処理地区毎の概要は、表6-7のとおりです。

なお、公共下水道に統合を予定している月吉地区及び日吉南部地区は、統合後も管路施設は利用しますが、処理施設は廃止します。

表6-7 農業集落排水処理施設の概要

項目	月吉地区	日吉南部地区	大湫地区
供用開始	平成10年4月	平成14年4月	平成17年4月
処理区域面積 (ha)	70	172.9	8
計画処理人口 (人)	850	1,790	300
処理施設名称	月吉クリーンセンター	日吉南部クリーンセンター	大湫クリーンセンター
所在地	明世町月吉391	日吉町20-2	大湫町345-1
敷地面積 (m ²)	1,348	1,980	987
計画水量 (m ³ /日平均)	230	484	81
処理方式	流量調整嫌気性ろ床槽併用接触ばっ気方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
放流先河川	日吉川	日吉川	御湯川
管路総延長 (m)	8,300	20,235	1,529

出典) 瑞浪市

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽

本市における合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の設置基数は、表6-8に示すとおりです。

合併処理浄化槽は、補助制度を拡充して設置を推進していることから増加傾向にあります。一方、単独処理浄化槽は、下水道や合併処理浄化槽などへの転換が進み、減少傾向にあります。

表6-8 浄化槽設置基数の推移

区分	単位	実績				
		H26	H27	H28	H29	H30
浄化槽設置基数	基	2,482	2,548	2,589	2,631	2,641
合併処理浄化槽基数	基	1,485	1,561	1,615	1,664	1,688
単独処理浄化槽基数	基	997	987	974	967	953

し尿処理関連施設

本市におけるし尿処理は、下水道施設である浄化センターで下水道汚泥と混合して共同処理しているため、一般廃棄物処理施設に位置付けられるし尿処理施設はありません。

収集したし尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を除く）は、一旦、し尿中継施設に投入した後、大型バキューム式衛生車で浄化センターへ運搬しています。

し尿中継施設の概要は、表 6 - 9 のとおりです。

表 6 - 9 し尿中継施設の概要

名 称	所在地	容 量
中尾し尿中継施設	土岐町2087-15	120kL
川折し尿中継施設	稲津町小里1-8	40kL



平成 30 年 4 月に供用開始した共同処理施設

2. 生活排水処理事業の課題

本市における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると次のとおりです。

(1) 接続率の向上

下水道及び農業集落排水を供用開始した処理区域内人口に対する接続した人口の割合を接続率といいます。接続率の状況は、表6-10のとおりです。

本市の接続率は、下水道は93.0%と県内では高い水準ですが、農業集落排水は82.3%と県内平均をわずかに下回っています。下水道及び農業集落排水では、供用開始の告示後3年以内に接続することが規定されているものの、接続していない単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の世帯が多く存在し、未処理の生活雑排水が公共水域へ流されています。

このことは、生活環境や水質保全に悪い影響を及ぼすことは無論ですが、下水道事業経営にも影響を及ぼします。

表6-10 接続率の状況

区 分		単位	H29
下水道処理区域内人口		人	26,998
下水道接続人口		人	25,104
接 続 率	瑞浪市	%	93.0
	岐阜県平均	%	85.3
	全国平均	%	95.1
農業集落排水処理区域内人口		人	1,813
農業集落排水接続人口		人	1,492
接 続 率	瑞浪市	%	82.3
	岐阜県平均	%	83.4
	全国平均	%	85.5

県及び全国のH30データが公表されていないため

(2) 合併処理浄化槽の普及

本市では、コスト的に合併処理浄化槽を設置することが有利な区域を、合併処理浄化槽の設置を推進する個別処理区域としています。下水道及び農業集落排水の面的な整備は概成に近付いており、これからの生活排水処理率の向上のカギは、合併処理浄化槽の普及といえます。

個別処理区域における生活排水処理の状況は、表6-11のとおりです。

表 6 - 11 個別処理区域における生活排水処理の状況

区 分	単位	実 績				
		H26	H27	H28	H29	H30
個別処理区域内人口	人	11,168	9,848	9,124	8,906	8,712
合併処理浄化槽人口	人	4,413	4,395	4,276	4,303	4,261
単独処理浄化槽人口	人	2,500	2,429	2,383	2,344	2,280
くみ取り人口	人	4,255	3,024	2,465	2,259	2,171
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	39.5	44.6	46.9	48.3	48.9

(3) 下水道施設の老朽化対策

本市の下水道事業の着手は、昭和 37 年と県内では 3 番目に早く先進的な取り組みを実施してきましたが、事業着手が早かったことで施設の老朽化が進んでいます。

下水道管路の法定耐用年数は 50 年ですが、改築を全く実施しないと仮定した場合は、図 6 - 6 に示すとおり老朽管の割合が高くなって行きます。老朽化が進むと地下水の侵入が多くなり、浄化センターの維持管理が難しくなることや、本市での発生事例はありませんが、道路陥没による二次被害の発生も懸念されます。

特に、初期に布設した陶管やコンクリート製のヒューム管は耐震性がなく、計画的な改築を実施する必要があります。

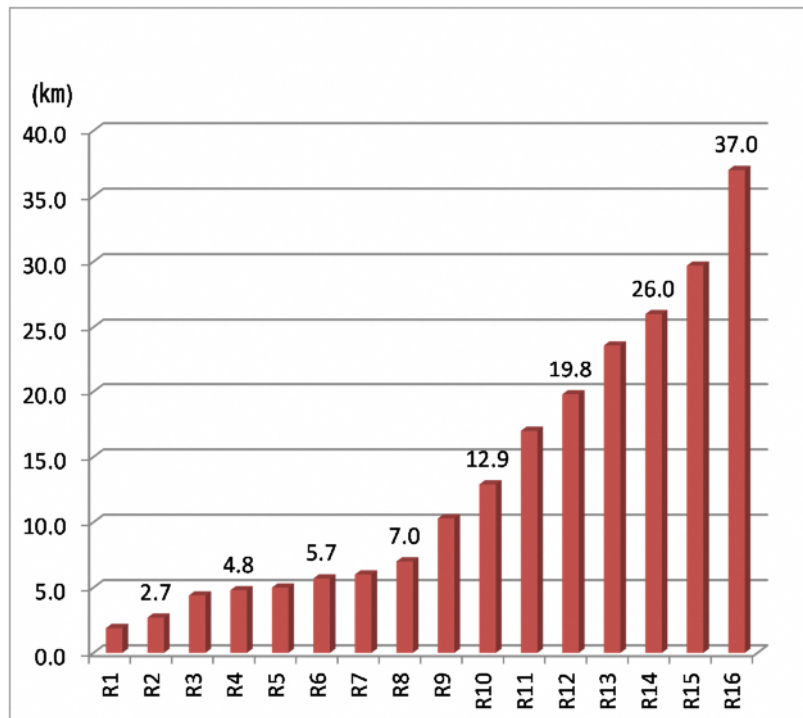


図 6 - 6 法定耐用年数を超える管路延長

第7章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理基本計画の経緯

本市では、平成9年度に目標年度を平成24年度とする、第1期の生活排水処理基本計画を策定しました。基本方針の一つに「全県域下水道化構想等の着実な整備・推進」を掲げ、公共下水道の陶処理区や農業集落排水を9処理区で実施することなど、集合処理を中心に生活排水処理を進めようとしてきました。

平成13年度に改定した第2期計画は、目標年度を平成22年とし、集合処理を縮小し合併処理浄化槽による個別処理への転換が計られました。

平成22年度に策定した第3期計画では、目標年度を平成32年度とし、第2期計画の考え方を引き継ぎましたが、初めて人口減少へと見直しを計りました。

これら3期から4期の計画の実施により、平成8年度に46.7%であった生活排水処理率は、平成30年度に82.7%と大きく改善されました。

2. めざす姿（生活像）

第6次瑞浪市総合計画（後期基本計画）は、平成35年度を展望した瑞浪市のまちづくりの目標と快適な市民生活を実現するための施策を明らかにするもので、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される瑞浪市の最上位計画です。

生活排水処理基本計画においても、瑞浪市総合計画と共通の理念をもってあたることが望ましく、第6次瑞浪市総合計画（後期基本計画）を踏襲し、めざす姿（生活像）を次のとおりとして生活排水処理を進めます。

めざす姿 ～まちの状態～

- 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により、全地域で水洗化が進んでいます。
- 下水道施設の耐震化が図られ、災害に強いまちになっています。

めざす姿 ～市民の暮らし～

- 水質浄化への意識を高くもって、衛生的な生活をしています。

3. 生活排水処理の数値目標

平成 30 年 3 月に岐阜県が策定した「岐阜県汚水処理施設整備構想」に関連して策定した、「瑞浪市汚水処理施設整備構想」において、本市の汚水処理人口普及率 を令和 7 年度に 90.8%（令和 17 年度 100%）とする計画としました。平成 30 年 10 月に策定した瑞浪市公共下水道事業計画にも反映しています。

このことから、本計画の数値目標は汚水処理人口普及率に接続率を考慮し、令和 16 年度の生活排水処理率を 95.8%とします

生活排水処理率を、

令和 6 年度に 86.2%

令和 11 年度に 90.6%

令和 16 年度に 95.8% とします。

$$\text{汚水処理人口普及率} = \frac{\text{下水道及び農集処理区域内人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{計画人口}}$$

4.目標達成のための取り組み

早期の汚水処理人口普及率 100%を目指し、下水道及び農業集落排水（以下、「下水道等」いう。）の接続率の向上と合併処理浄化槽の転換を進めます。また、下水道施設の老朽化対策に併せ、耐震化を計画的に進めます。

（１）接続率の向上

下水道等の整備を行っても、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から下水道等に接続しないと生活雑排水は処理されません。

下水道等への接続には、トイレ・台所などの水回りの改造費が嵩むことから、接続の最大の阻害要因となっていると考えられます。このため、処理区域となった日から３年以内に接続工事を行う場合は、改造資金の融資あっせん及び利子補給制度により経済的な支援を行ってきました。しかし、下水道等の整備が概成し、処理区域となって３年を超えた区域がほとんどとなり、この制度の対象者は限られた状況となってきました。

このことから、３年以内の要件を撤廃した改造資金の融資あっせん及び利子補給制度とすることで、接続への支援を行います。

（２）合併処理浄化槽への転換

本市では、合併処理浄化槽の設置費に対し、国の補助基準額に独自に補助金を上乗せする経済的支援により転換を進めてきました。また、単独処理浄化槽の撤去費についても上積して補助金を交付しています。この結果、合併処理浄化槽の設置基数は増加した一方で、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の設置基数は減少し、生活排水処理率が上昇しました。

現行の本市の補助制度は、平成 30 年度に改定したもので、期間を令和 2 年度までの 3 年間とするものですが、補助制度の効果を検証し、制度見直しを行ったうえで、効率的な制度運用を図ることで合併処理浄化槽への転換を進めます。

（３）下水道施設の老朽化対策

下水道事業では、ストックマネジメント 計画に基づき老朽化対策を進めています。一時的に建設改良費が増加しないよう年度毎の平準化を図るとともに、財政計画とも整合性を計り改築・更新を進めます。改築・更新に際しては併せて耐震化を前提に工事を実施します。

また、国の交付金事業を最大限に活用するとともに、新技術の導入検討などコスト削減に努め、安定的かつ継続的な下水道事業経営を進めます。

施設状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら施設を計画的かつ効率的に維持管理及び改築・更新すること。

5. 生活排水処理の将来予測

将来予測に使用する人口は、ごみ処理基本計画の人口の将来予測(表5-1)を使用します。

(1) 処理形態別人口の将来予測

「瑞浪市污水处理施設整備構想」における污水处理人口普及率に接続率を考慮した処理形態別人口の将来予測は、表7-1及び図7-1に示すとおりです。

表7-1 生活排水処理形態別人口の将来予測

区 分	単位	実 績					予 測		
		H26	H27	H28	H29	H30	R6	R11	R16
計画処理区域内人口(行政人口)	人	39,022	38,785	38,231	37,717	37,440	35,264	33,258	31,236
水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,765	30,398	31,157	30,992	30,952	30,395	30,129	29,933
公共下水道人口	人	24,726	24,389	25,286	25,104	25,151	25,305	24,550	23,880
農業集落排水人口	人	1,534	1,506	1,496	1,492	1,456	106	102	98
合併処理浄化槽人口	人	4,505	4,503	4,375	4,396	4,345	4,984	5,477	5,955
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	2,602	2,537	2,482	2,427	2,344	1,939	1,226	208
単独処理浄化槽人口	人	2,602	2,537	2,482	2,427	2,344	1,939	1,226	208
非水洗化人口	人	5,655	5,850	4,592	4,298	4,144	2,930	1,903	1,095
くみ取り人口	人	5,655	5,850	4,592	4,298	4,144	2,930	1,903	1,095
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	78.8	78.4	81.5	82.2	82.7	86.2	90.6	95.8

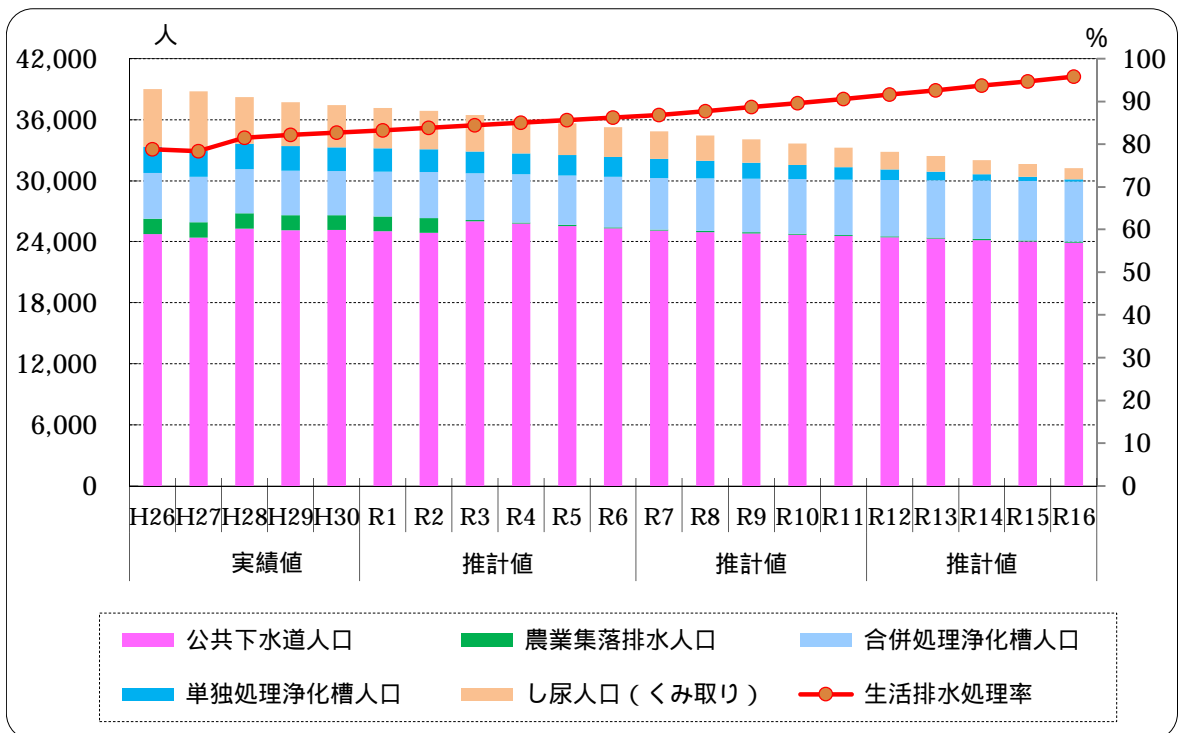


図7-1 生活排水処理形態別人口の将来予測

(2) し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測結果は、表7-2及び図7-2に示すとおりです。し尿量は、くみ取り人口の減少により減少して行きます。浄化槽汚泥量は、合併処理浄化槽汚泥が増加する一方で単独浄化槽汚泥が減少するため横ばいとなります。総発生量としては緩やかな減少が見込まれます。

なお、農業集落排水汚泥量が大きく減少する理由は、令和3年4月に月吉地区及び日吉南部地区の農業集落排水を公共下水道に統合する予定で、農業集落排水は大湫地区のみとなるためです。

表7-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測

区分	単位	実績					予測			
		H26	H27	H28	H29	H30	R6	R11	R16	
発生量	し尿	KL/年	3,689	3,492	3,392	3,225	3,011	2,038	1,320	759
	浄化槽汚泥	KL/年	8,661	8,840	9,062	8,811	9,207	8,886	9,149	9,215
	合併処理浄化槽汚泥	KL/年	6,487	6,656	6,826	6,660	6,987	7,588	8,316	9,042
	単独処理浄化槽汚泥	KL/年	1,594	1,596	1,648	1,565	1,604	1,256	792	134
	農業集落排水汚泥	KL/年	580	588	588	586	616	42	40	39
	1日平均発生量	KL/日	33.8	33.8	34.0	33.0	33.5	29.9	28.7	27.3

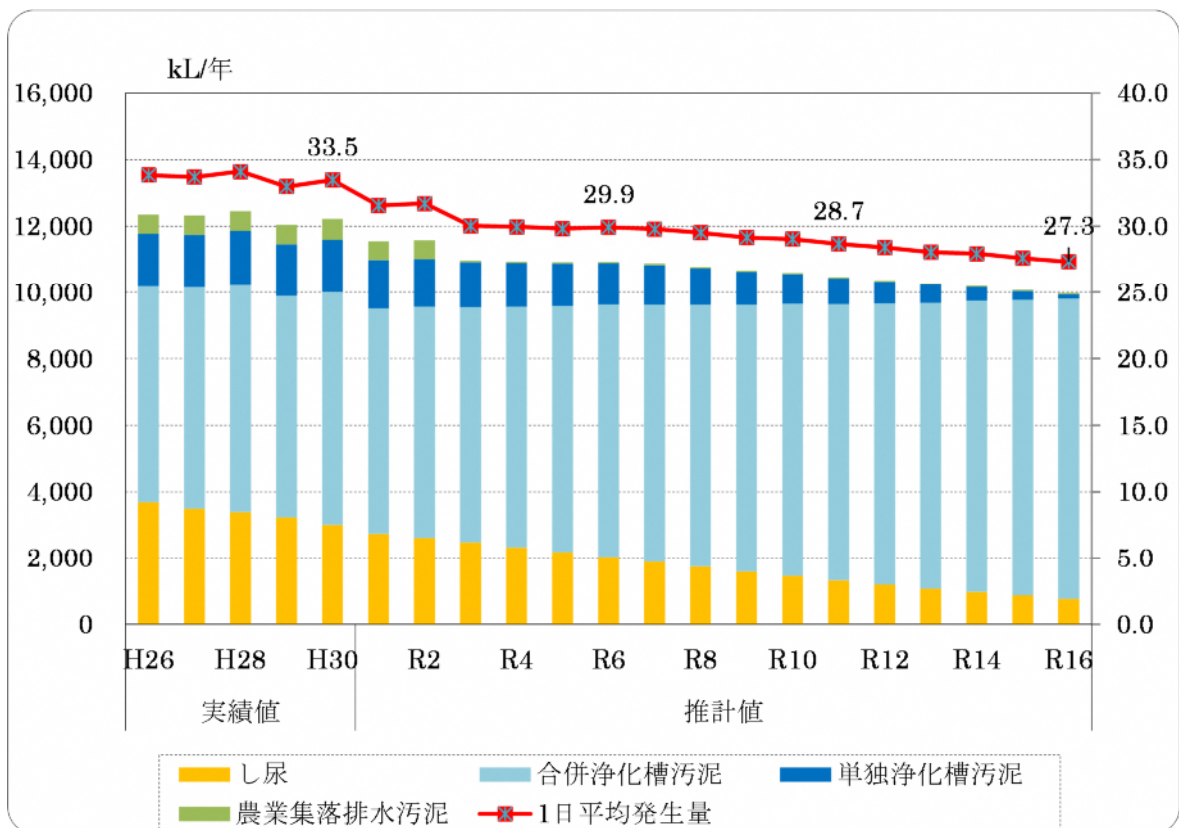


図7-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測

6. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

し尿の収集運搬は、業者に委託して実施しています。

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃の許可及び浄化槽汚泥の収集運搬の許可を合わせて持つ業者が、バキューム式衛生車で行っています。

今後も、この体制を維持して行くとともに、収集量の変化への対応、計画的な収集作業の指導により、安定的な収集運搬を行います。

(2) 中間処理・再利用計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、平成 30 年 4 月から供用開始した瑞浪市浄化センター内の共同処理施設で、下水道汚泥と混合して中間処理します。施設は供用開始して間がなく新しいため、計画期間中は適正な維持管理や施設修繕等を実施することで、安定的な処理が可能です。

発生する脱水汚泥は、産業廃棄物として扱われますが、引き続き民間業者に処理委託して肥料化やセメント原料化するなど、100%再利用して行きます。

7. 施設整備計画

下水道整備は、平成 30 年度に変更した公共下水道事業計画に基づき進めています。令和元年度に完了する山田町入ヶ洞地区面整備後は、小規模な面整備を残すだけとなります。また、農業集落排水の月吉地区及び日吉南部地区の統合工事についても下水道事業として整備を進めているもので、令和 3 年 4 月に供用開始の予定です。

農業集落排水については、新たな整備計画はありません。生活排水処理基本計画の計画期間中は、個別処理区域での合併処理浄化槽への転換を軸に整備を進めます。

8. 広報・支援活動

生活排水対策を推進していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で水洗化の促進に取り組み、家庭等からの雑排水流出の削減に努めることが大切です。具体的な取り組みを表 7 - 3 に示します。

本市では、表 7 - 4 に示す広報・支援活動を今後も継続して実施していきます。

表 7 - 3 具体的な取り組み

市民	団体・事業者など	行政
河川の水質浄化のため、積極的な水洗化に努めます。	排出する処理水の適切な管理に努めます。	水洗化のPRと支援を積極的に行います。

表 7 - 4 広報・支援活動

項 目		内 容
広 報 活 動	広報紙・ホームページ	毎月2回発行する広報紙やホームページを通じて、水洗化の必要性や支援情報などを発信します。
	環境学習	水環境の維持・生活環境の改善についての出前講座の開催と、浄化センターでは施設見学を受け入れます。
支 援 活 動	融資あっせん・利子補給	下水道及び農業集落排水への接続を支援するため、接続工事に必要な資金の融資あっせん及び利子補給を行います。
	合併処理浄化槽の設置費補助	単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換を支援するため、国の補助基準額に上乗せして補助金を交付します。



浄化センター施設見学

第 8 章 計画の推進

1. 廃棄物減量等推進協議会

本市における廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する施策を推進するため、廃棄物減量等推進協議会を定期的に開催し、計画の進捗状況を報告するとともに、計画の進行管理に努めます。

2. 地球温暖化防止への配慮

2015年11月30日から12月13日まで、フランス・パリ郊外で国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、世界の気候変動対策に関する新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

今回合意されたパリ協定は、すべての国に適用される枠組みであること、緩和、適応、資金など各要素をバランスよく扱っていること、長期の取組を視野に入れた永続的な枠組みであること、取組を前進・向上させる仕組みになっていることの4つが特徴として挙げられます。

本市としても、化石燃料を原料としているペットボトルやプラスチック製容器包装のライフサイクルや、ごみの発生抑制を進めることで、今後より一層の「循環型社会形成」を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

3. 計画の推進と公表

本計画の推進には、市民・事業者・当市の三者が一体となった取組が必要となります。このため、市民・事業者・当市が本計画のごみの現状、基本理念、基本施策、数値目標、ごみ排出抑制のための施策等を共有し、それぞれ連携を図りながら、それぞれの役割と責任を果たすことが重要となります。また、計画を推進するに当たって、環境面と経済面などに配慮し施策の展開と達成状況を毎年点検・評価し、公表することが必要となります。

このようなことから、本計画を効率的に推進していくため、図 8-1 のとおり「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆる PDCA サイクルの考え方を導入し、廃棄物減量等推進審議会等において、計画実施における結果を十分に検証し、業務改善を行うとともに、新たな施策を検討し、実行していきます。

また、本計画を広く周知するため、ホームページなどで公開するとともに、広報誌などにより情報提供を行います。

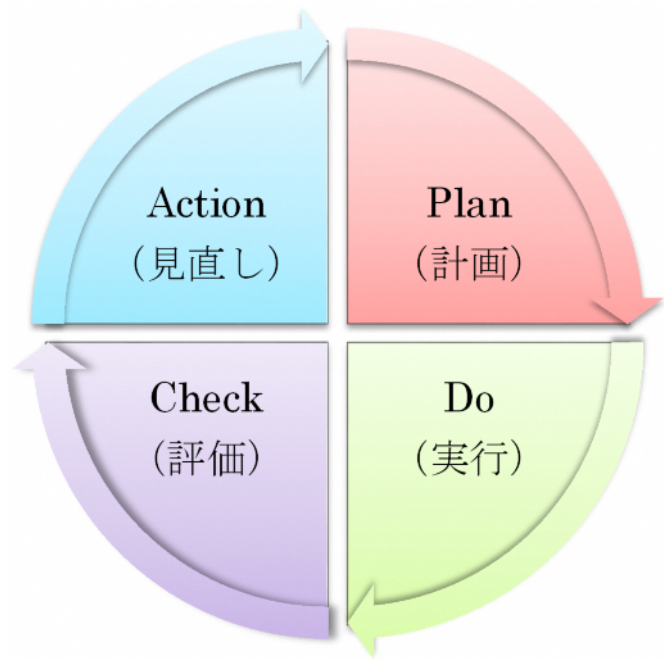


図 8 - 1 PDCA サイクル

